

名古屋市金城ふ頭駐車場(仮称)整備事業
入札説明書等に関する質問・回答(その2)

平成26年5月30日

名古屋市
公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋市金城ふ頭駐車場(仮称)整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(その2)

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
1	開札について	入札公告	7		4	(7)				開札の日時をお教えてください。	審査の過程で行う予定ですが日時は未定です。なお、入札者の立ち会いは予定していません。
2	開札	入札公告	7		4	(7)				開札の日時、応募者の立会要否をご教示いただけますでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
3	予定価格の設定方法の確認	入札公告	7		5	(3)				「予定価格の設定方法」について「総額で定める」とありますが、その考え方を教えてください。	予定価格は、設計及び建設(残存建物等の解体撤去工事含む。)に係る費用であり、「総額で定める」とあるのは「単価で定めるものではない」という趣旨です。 No.19の回答もご参照ください。
4	入札書類の内訳の確認	入札公告	8		5	(5)	ク コ			建設工事と運営費用は別項目として各々表示の上、入札する事になりますでしょうか？ご教示ください。	入札価格の対象となるのは本施設の設計及び建設に係る業務のみです。維持管理運営に関する費用については、様式18及び様式19により事業提案書の一部を構成します。
5	設計施工請負契約締結条件の確認	入札公告	8		5	(7)	イ			「本施設取得議案に対する市議会の否決を解約の条件とする」とありますが、市議会が否決する可能性は、どの程度考えられますでしょうか？	市議会の判断になりますのでお答えすることはできません。議決いただけるよう誠実に説明してまいります。
6	用語の定義	入札説明書								駐車場管制機器に各階満空表示機等及び空き車室表示機等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	資料の優先順位	入札説明書	1	第1						入札説明書、要求水準書、基本協定書(案)、設計施工請負契約書(案)、管理運営協定書(案)、落札者決定基準、様式集の間に齟齬があった場合、どの資料の順でその解釈が優先されるのでしょうか。優先される順序をご教示願います。	業務要求水準書8ページ第1 4(5)ウをご参照ください。なお、設計施工請負契約書(案)、管理運営協定(案)、基本協定書(案)については、応募グループ・協力企業の実施体制、業務分担等との整合性や入札説明書等で協議事項となっているものを反映させるため、各案から条項の追加・変更・削除、構成の一部変更等が生じる場合がありますが、こうした協議・修正を経て実際に契約書として締結された後は、締結された設計施工請負契約書、管理運営協定、基本協定書が優位し、入札説明書等はこれを補完するものとなり、両者に齟齬又は矛盾がある場合は、各契約書が優先します。提案予定者において、公募書類間に齟齬、矛盾があるとする箇所がある場合は、速やかに電子メール等でご連絡ください。
8	指定管理者の指定	入札説明書	2	第1	4					SPCを設立する場合、SPCを指定管理者とすることは可能でしょうか。	入札説明書5ページ第3 1.(1)の参加資格要件等を満たす参加者がSPCを設立し、指定管理者とすることは可能です。なお、SPCを予定している場合は、実施体制、業務内容等を提案時に明らかにして下さい。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
9	情報開示	入札説明書	2	第2	3					「交通処理計画」の素案等があれば開示頂けますでしょうか？	業務要求水準書資料9-1をご参照ください。
10	維持管理・運営期間	入札説明書	3	第2	6					維持管理・運営期間について、「公社から市への引渡日から平成39年3月」とありますが、終期は「平成39年3月末日」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	駐車場管制機器の設置時期	入札説明書	3	第2	6					「維持管理・運営期間（事前に駐車場管制機器の設置業務を実施）」とありますが、3/1に供用開始できるよう設置業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	地盤調査について	入札説明書	4	第2	8	(1) (2)			①	市および公社がそれぞれ実施する「地盤調査」は異なる内容のものでしょうか？ またそれぞれを資料として提示頂けるのでしょうか？	業務要求水準書にお示した、地盤調査データ4箇所分は、市又は公社で実施したもので、その4箇所のデータを開示します。
13	道路改良、歩行者用デッキ設置工事について	入札説明書	4	第2	8	(1)			② ③	敷地周辺の道路改良および歩行者用デッキ設置工事について、工事時期、工事計画等を開示頂けますでしょうか？	道路改良工事は現在、詳細設計中であり、歩行者用デッキは今後、詳細設計を行いますので工事計画は未定ですが、工事時期はそれぞれ、平成27年3月頃から平成29年2月まで、平成27年9月頃から平成29年2月までを予定しています。
14	情報公開	入札説明書	8	第3	3	(3)	ア			「入札参加者が提出した事業提案書は、情報公開請求の対象となり…」とありますが、公開にあたりノウハウの流出の恐れがあるため、原則非公開とすることをご検討願います。	名古屋市情報公開条例又は名古屋まちづくり公社情報公開規程により、事業提案書は原則公開ですが、公にすることにより、法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの等については非公開とします。
15	入札予定価格	入札説明書	9	第3	4					最低制限価格は設定されるのでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
16	提出書類の取扱い	入札説明書	9	第3	3	(3)	ウ			「・提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市又は公社から指示する場合を除き、認めないものとする」とありますが、応募者の資格の喪失により新たな企業を構成員として加える場合、特許等の兼ね合いから提案書等の内容変更の必要性が生じることもあるかと思われます。このような場合、提案書等の変更は可能でしょうか。	構成員の変更については、提出した提案書の内容の円滑かつ確実な履行に支障がない場合に認められるもので、提案内容の大幅な改変を伴う構成員の変更は認められません。したがって、ご質問のような場合で、提案の主旨を損なうような提案内容の改変を伴うものであれば、提案書の変更はできません。
17	提出書類の取扱い	入札説明書	9	第3	3	(3)	ウ			「・提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市又は公社から指示する場合を除き、認めないものとする」とありますが、協力会社の資格の喪失により新たな企業を協力会社として加える場合、特許等の兼ね合いから提案書等の内容変更の必要性が生じることもあるかと思われます。このような場合、提案書等の変更は可能でしょうか。	協力会社の変更については、協力会社と同等の能力・実績を有する企業を選定した場合に認められるもので、提案内容の大幅な改変を伴う協力会社の変更は認められません。したがって、ご質問のような場合で、提案の主旨を損なうような提案内容の改変を伴うものであれば、提案書の変更はできません。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
18	複数提案	入札説明書	9	第3	3	(5)				複数の提案はできないとありますが、主なる提案に対してオプションの列記は良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、入札説明書等で指示されたものを除き、市の条例規則等の変更を前提とするもの、発注者の費用負担で実施を予定しているものについては、提案内容に含めないようにしてください。
19	入札予定価格	入札説明書	9	第3	4					入札予定価格の内訳を可能な範囲でご提示くださるようお願いします。	入札予定価格はあくまで総額をもって定めているものであり、個々の積算内容についての開示は行いません。
20	エリアマネジメントについて	入札説明書	10	第3	5					「エリアマネジメントへの参画」として想定される業務内容を開示頂けますでしょうか？駐車場の管理運営業務に加えてどれほどの業務量が想定されますでしょうか？	協議会として開催される会議への出席を想定しています。No.40、No.41の回答もご参照ください。
21	事業者の選定のスケジュール	入札説明書	10	第4	2					入札説明書等の質疑が今回の質疑1回のみとなっておりますが、ご回答のあった点について再質疑をする必要がある場合もあるかと思えます。是非質疑の機会は2回は設けて頂けますようご配慮ください。	ご意見として承ります。
22	書類提出の日の時間予約	入札説明書	14	第4	3	(8)	ア			入札書及び事業提案書等の受付日時は事前予約とありますが、いつから申し込みは可能でしょうか。ご教示をお願いします。	7月28日から事前の連絡を受け付けます。その際に公社が指定する時間に提出してください。
23	審査の実施についての確認	入札説明書	15	第5	1 2					審査の実施について、「選定会議」と「提案評価委員会」との上位下位関係をご教示ください。	評価委員会の意見(採点等)を聴取した上で選定会議が決定するという趣旨です。No.307の回答もご参照ください。
24	プレゼンテーションの形式等について	入札説明書	17	第5	4	(2)				ヒアリング(プレゼンテーション)の形式について、時間・プレゼンテーション方法等決定している内容があればご提示お願いいたします。	ヒアリング(プレゼンテーション)を実施する場合は、9月10日を予定しています。事業提案書の他に、Microsoft PowerPoint及び動画等を使用しプロジェクターの使用も可とする予定ですが、事前に提出した事業提案書の範囲内で実施するようにしてください。実施の有無や開催内容については8月下旬に入札書及び事業提案書等提出者に通知します。
25	プレゼンテーションについて	入札説明書	17	第5	4					プレゼンテーションに出席できる人数は一団体何名まででしょうか。	No.24の回答をご参照ください。
26	プレゼンテーションについて	入札説明書	17	第5	4					プレゼンテーションはプロジェクター等を用いての発表となるのでしょうか。その場合、機材等は事業者準備でよろしいでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。
27	ヒアリングについて	入札説明書	17	第5	4	(2)				実施を求める場合は応募企業又は応募グループの代表企業に連絡するとありますが、プレゼンテーション資料の作成も日数が掛る物もあるため、おおよその日程を教えてくださいますようお願いいたします。	No.24の回答をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
28	落札者決定後の資格喪失等	入札説明書	17	第5	7	(2)				事業契約締結後に失格事由に該当した場合は、どのような扱いになりますでしょうか。	失格事由の適用は、設計施工請負契約又は管理運営協定の締結までの設定であり、締結後は各契約に定める条項による扱いとなります。
29	落札者決定後の資格喪失等	入札説明書	17	第5	7	(2)				「落札者が基本協定締結時から事業契約締結までの間に…(中略)…該当した場合は失格とする。」とありますが、本資料P19の文言から、事業契約は「設計施工請負契約」と「管理運営協定」の契約締結時期が異なっている2種類の契約と定義されていると読みとれます。 その場合、例えば設計施工者と管理運営者が異なる場合において、設計施工請負契約が締結から管理運営協定が締結されるまでの間に、設計施工者の責により失格要件が生じた場合でも管理運営者も失格になるのでしょうか。	前段に関してはご理解のとおりです。後段に関しては、設計施工業務を行う者は既に設計施工請負契約を締結したことにより失格となりませんし、維持管理運営業務を行う者も自らの責めによらない事由であるので失格としません。
30	落札者決定後の資格喪失等	入札説明書	17	第5	7	(2)				資格喪失の要件で、「落札者が、基本協定締結時から事業契約締結までの間に、市又は公社との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする」ということで、ア、イ、ウの3つの事由が記載されています。「市又は公社との契約に関して」というのは本事業の入札に関する場合のみという理解でよろしかったでしょうか。 具体的には、あつてはならない話ですが、万が一、他案件でア、イ、ウの事由に該当した場合でも資格喪失にはならないということでしょうか。ご判断をお願いします。	ご理解のとおりです。なお、本選定手続において、落札者に基本協定書(案)第5条第7項(1)～(3)のいずれかの事由が生じたときは、原則として設計施工請負契約又は管理運営協定を締結しません。
31	議会否決による解約	入札説明書	19	第6	5	(2)				当該議案が否決された場合、設計施工請負契約について解約することがある。とありますが、その場合事業者が被った損害についての考え方をご教示願います。	既に事業者が着手した設計業務の出来高相当分について、支払限度額の範囲内で補償する考えです。建設業務の出来高相当部分は対象としませんので、この点を考慮のうえ工事スケジュール等を設定してください。入札説明書18ページ第6 2.及び設計施工請負契約書(案)第58条第2項をご参照ください。
32	議会否決による解約	入札説明書	19	第6	5	(3)				当該議案が否決された場合、管理運営協定について解約することがある。とありますが、その場合事業者が被った損害についての考え方をご教示願います。	管理運営協定書(案)第49条をご参照ください。事業者は、市議会において指定管理者の指定議決後に業務に着手するスケジュールとしてください。
33	契約保証	入札説明書	19	第6	6					事業者は建設工事の履行を確保するため、履行保証保険又は保証事業会社の保証が必要とされておりますが、これは、設計施工請負契約第6条に規定される保証であり、設計・建設業務を行う構成員が当該請負契約時に保証を付せばよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	設計施工費の支払	入札説明書	22	第7	1	(1)	(注)			「また、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ…」とありますが、特別な要因とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	物価スライドの適用は、国又は名古屋市における扱いに準じて実施します。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
35	設計施工費 の支払	入札説明書	22	第7	1	(1)				「当該年度の出来高予定額の4割以内を前払い請求することもできる」とありますが、前払い請求が認められない条件はありますか。	入札説明書別紙4、設計施工請負契約書(案)第46条にあるとおり、前払保証事業会社による付保が条件となります。
36	保険の加入	入札説明書	23	第7	2	(1)				「また、労災法定外保険等に参加すること。」とありますが、労災法定外保険以外の保険は何を想定されていますでしょうか。	労働災害被災者の救済のため、労働者災害補償保険法以外の法定外労災補償制度に参加していただきますが、特定の保険を指定するわけではありません。
37	保険について	入札説明書	23	第7	2	(2)				維持管理運営期間中の保険加入が義務付けられていますが、指定管理料のどの費用の種類となりますでしょうか。	入札説明書別紙2の運営等業務費に該当します。業務要求水準書39ページ第3 4(2)ア(エ)をご参照ください。
38	工事作業エ リアの範囲	入札説明書	23	第7	5					「工事作業エリア」とはどの範囲を指すのでしょうか。	現時点では工事作業エリアを確保できておりません。今後、落札者からの求めに応じて協議することとします。
39	事業予定地 の管理責任	入札説明書	23	第7	5					「事業者は事業予定地及び工事作業エリアを無償で利用できる」とありますが、事業者が当該予定地の管理責任が発生するのは、工事着手時からと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務着手届に記載された着手日から事業者が管理責任が発生します。
40	エリアマネジ メントへの参画 等	入札説明書	23	第7	7					エリアマネジメントの協力について別途協議と記載されていますが、別紙2「指定管理料の基本的な考え方」にはエリアマネジメントへの参画が運営等業務費に含まれています。協力内容が現時点では不明なため、本提案時価格には含まれないと言う解釈で問題ありませんでしょうか。	「エリアマネジメントへの参画」は事業者の業務であり、出席に係る費用は提案時の維持管理運営費用に含まれます。なお、エリアマネジメントへの協力について、事業者が別途業務を発注する場合がありますが、その場合の費用は提案時の費用には含まれません。
41	協議会につい て	入札説明書	24	第7	7					「金城ふ頭地区の関係者で構成する協議会」の開催頻度、協議する内容等について教えていただけますでしょうか。	今後の検討事項ですが、ふ頭全体の円滑な交通処理のため、各施設関係者による情報の共有、各駐車場の案内誘導における連携協力事項などを協議、確認することとし、月数回程度を想定しています。
42	エリアマネジ メントへの協力	入札説明書	24	第7	7					エリアマネジメント(協議会)の開催頻度をご教示ください。	No.41の回答をご参照ください。
43	エリアマネジ メントへの協力	入札説明書	24	第7	7					「事業者は金城ふ頭地区の関係者で構成する協議会に参加すること」とありますが、ここでいう事業者とは管理運営協定を締結する維持管理及び運営業務を担う者のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
44	エリアマネジメントへの協力	入札説明書	24	第7	7					「本事業とは別に、自らが実施するエリアマネジメントと関連し、交通処理等に関する業務を事業者が委託することも検討しており…」とありますが、具体的な委託業務についてご教示いただけますか。	エリアマネジメントにおいて行う業務は関係者で構成する協議会の協議を経て定めるため、現在、具体的に確定している業務はありません。しかし、市又は公社において、汐止町交差点や金城ふ頭内交差点等での誘導業務、歩行者案内業務、歩行者用デッキの管理等を対象業務として検討しています。
45	設計料	入札説明書	別紙1		3	(1)	イ	(イ)		設計費相当額に支払限度額が定められていますが、支払限度額を超えた設計費で入札しても入札価格が予定価格内であれば失格とはならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設計費相当額については一括払いを予定していますが、一括払いの支払限度額を超えた場合の超過分については、その支払時期を協議のうえ決定します。
46	支払限度額	入札説明書	別紙1		3	(1)	イ	(イ)		「支払限度額」は設計費相当額の支払に限った適用となるのでしょうか。	設計施工請負契約書(案)別紙3にあるとおり、支払限度額は設計費・施工費のいずれも設定されますが、施工費については、提案された出来高予定額を基礎として支払限度額を定めるため、事実上、出来高予定額と関係せず設定されるのは設計費相当額のみです。
47	指定引渡しに係る部分払い	入札説明書	別紙1		3	(1)	イ	(イ)		本項に、支払限度額(268百万円)を超過した場合は公社と事業者で協議のうえ、決定するとあり、その請求時期は履行期間内とありますが、第1回目の支払いの日からどの程度の遅れを予定されているのでしょうか。	平成27年度の部分払いに合わせて支払うことを想定していますので、平成28年4月～5月頃を考えています。
48	施工費の支払	入札説明書	別紙1		3	(2)	ア	(ウ)		「事業者の適法な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。」とありますが、設計料及び指定管理料の支払いが請求書を受領した日から30日以内とあります。施工費の支払条件についても請求書受領した日から30日以内の支払をご検討いただくようお願いします。	市の工事請負契約約款に倣い40日以内とします。ただし、期限最終日まで支払いを伸ばす趣旨ではありませんので、支払事務手続きについてはできる限り円滑に進める予定です。
49	設計施工費の改定について	入札説明書	別紙1		4					法律・条例の改正により入札書、事業提案書提出から追加になった工事については特殊な事由ということで別途協議できるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	設計施工費の改定方法	入札説明書	別紙1		4	(1)	ア			設計費相当額の改定は行わないとありますが、ここ1～2年設計者の人件費は、実質的には毎月のように高騰しているのが現状で、現時点から設計施工請負契約締結まで7カ月ある状況ということから、物価スライドの採用のご検討をお願いします。	設計費相当額については、スライド条項の対象としないこととします。
51	設計施工費の改定方法	入札説明書	別紙1		4	(1)	イ			「市又は公社からの依頼による設計変更その他事業者の責めによらない事由による数量変動リスクは、公社と事業者の双方が負担するものとし…」とありますが、事業者の責めによらない事由による数量変動は発注者負担としていただくようお願いします。	入札説明書別紙1の4(2)イ(ア)により、数量変動リスクのうち建設資材数量の変動については、事業者と公社との協議のうえ、請負代金の変更を行います。ただし、当該建設資材数量の変動に関連する諸経費等については受注者による負担となることを意図したものです。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
52	設計施工費 の改定方法	入札説明書	別紙1		4	(2)	ア			施工費の物価変動に伴う費用改定について、その基準日が設計施工契約締結日となっています。ご承知の通り、ここ1～2年は毎月のように建設物価が上昇していることから、契約締結日ではなく入札日から12月経過後に変更請求できるようご検討をお願いします。	最初の物価スライドの適用時期については、入札説明書別紙4及び設計施工請負契約書(案)第36条第9項のとおり、入札書提出期限(7月31日)から設計業務完了の日までの間の物価上昇を対象として設計完了後に適用することとしています。
53	施工費相当 の改定	入札説明書	別紙1		4	(2)	ア	(ケ)		協議前提となる物価指数を具体的に教示願います。 建築工事の場合、複合単価であり、全く一致する指標があるわけではないことも考えられますが、その場合は、物価上昇の事実があれば、適用する指標についても前向きに協議していただくようお願いいたします。	No.34の回答をご参照ください。
54	施工費相当 の改定	入札説明書	別紙1		4	(2)	ア	(ケ)		記載の各運用マニュアルは、適用手順として協議が規定されています。本入札においても請求すれば、原則適用され、その実施にむけて協議がされるという理解でよろしいでしょうか。	協議を行いますが、スライドの適用、実施を前提とするものではありません。
55	施工費の支 払	入札説明書	別紙1		4	(2)	イ	(ア)		「…当該変更に伴い当初の契約締結に提出した請負代金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、…」とありますが、資材数量の他、労務数量も含めて変更対象と考えてよろしいでしょうか。	発注者において、変更数量が確認できる労務数量については、協議の対象とします。
56	数量変更に伴う 費用改定	入札説明書	別紙1		4	(2)	イ	(ア)		合理的に予見し得ない地中障害等の発注者が本来負うべき問題も、不可抗力による事由として、事業者の責めによらない事由に含まれるということでしょうか。	合理的に予見できないような地中障害物(不発弾、大規模コンクリート塊等)については、実施方針に関する質問・回答No.10にあるとおり、公社がリスクを負担することを前提に、協議により負担額を決定するものとしています。 No.261の回答もご参照ください。
57	費用について	入札説明書	別紙2		1					費用の構成のなかにサイン工がありませんが、料金看板や約款等については設計施工の業務の範囲ということでしょうか。	基本的には設計施工の業務の範囲と考えますが、駐車場管制機器又は備品とすべきサインがあるときは、これらに含めることも可能です。
58	費用について	入札説明書	別紙2		1	(2)				備品等保守管理業務には備品(トイレトーパー、管球などの消耗品)も含まれるということでしょうか。	備品等保守管理業務には備品も含まれます。ただし、備品とは要求水準書で定義されているとおり、本施設に備え付ける什器、電子機器等を指します。消耗品は備品等保守管理業務ではなく、一般の利用に供する業務に含まれますので、要求水準書33ページ第3 3(1)ウ及び35ページ第3 3(2)ウに関して内容を修正します。
59	費用について	入札説明書	別紙2		1	(2)				廃棄物処理業務には、処理費用(粗大ごみ、自転車など)も含まれるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	維持管理・運 営費の支払	入札説明書	別紙2		1	(4)				「指定管理料の構成 (4)エリアマネジメントへの参画」とありますが、運営費を見積もるため、エリアマネジメント協議会の具体的な内容や開催頻度をご教示願います。	No.41の回答をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
61	駐車場管制機器業務費の支払い	入札説明書	別紙2		2		ア	(イ)		駐車場管制機器設置等業務費は、維持管理・運営期間内の均等払いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	駐車場管制機器業務費の支払い	入札説明書	別紙2		2		ア	(イ)		契約期間を満了せず、指定管理が終了した場合、駐車場管制機器設置等業務費の残金の精算方法をご教示ください。	事業者の責めによらない理由で指定管理が終了した場合においては、駐車場管制機器設置等業務費の残金をお支払いいたします。支払方法等の詳細については、別途協議のうえ、決定します。
63	指定管理料の改定について	入札説明書	別紙2		3					法律・条例の改正により入札書、事業提案書提出から追加になった工事(運営開始後)または点検については特殊な事由ということで別途協議できるということでしょうか。	管理運営協定書(案)別紙4の法令等の変更の項目をご参照ください。
64	駐車場管制機器設置等業務費	入札説明書	別紙2		3		ア			駐車場管制機器等設置等業務費は「期間中は改定しない」とありますが、本業務費は「施工費相当額」と同様に物価変動の対象と考えます。「管理運営協定の変更協定締結(平成27年12月)」時に物価変動を加味した費用として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙2の2アのとおり、駐車場管制機器設置等業務費は、管理運営協定の変更協定締結までに、市と事業者で協議のうえ決定します。駐車場管制機器等設置業務費については、指定管理期間中は改定しません。
65	維持管理業務費の物価変動	入札説明書	別紙2		3		イ	(イ)		物価変動の指標として、企業向けサービス価格指数の「総平均」を指定されています。「総平均」は大類別指数である金融・保険、不動産、運輸情報通信、広告、リース・レンタル、諸サービスといった維持管理業務に関わりのない指標が数多く含まれており、維持管理業務費の物価変動指数として適さないものと思われます。小類別指数に「建物サービス」がありますので、こちらを採用して頂けないでしょうか。	改定方法は、市と事業者で協議のうえ決定することが前提であり、当該指標を用いる方式は、あくまでも協議が整わない場合等に採用する標準方式です。標準方式の指標について、「建物サービス」では、「廃棄物処理」「警備」の項目が別途となり、本事業の業務全般を包括できないため、「総平均」を採用しています。
66	物価変動リスク(維持管理運営)	入札説明書	別紙2		3		イ	(イ)		記載の計算方法について $P_t = P_0 \times A$ $P_t = t$ 年度の維持管理費 $P_0 =$ 前回改定時の維持管理業務費 $A(\text{改定率}) = ((t-1)\text{年度の企業向けサービス価格指数}) \div (\text{前回改定時の前年度の企業向けサービス価格指数})$ という理解でよろしかったでしょうか。	計算式は次のとおりです。 $AP_t = AP_0 \times \text{改定率}A$ $AP_t = t$ 年度の改定後の維持管理業務費 $AP_0 =$ 前回改定後の維持管理業務費 $\text{改定率}A = \text{CSPI}_{t-1} / \text{CSPI}_{0-1}$ $= (t-1\text{年度の企業向けサービス価格指数}) \div (\text{前回改定時の前年度の企業向けサービス価格指数})$ 入札説明書別紙2の該当箇所を改定率を明示するよう修正します。
67	物価変動リスク(維持管理運営)	入札説明書	別紙2		3		イ	(イ)		「前回改定が行われた時と比べて」とありますが、前回改定が行われた年度の前年度と当該年度の前年度の価格指数を比較するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
68	物価変動リスク(維持管理運営)	入札説明書	別紙2		3		イ	(イ)		「前回改定が行われた時と比べて改定率に2.0%以上の変動があった場合」とありますが、反映が行われるのは、前回改定があった年度と当該年度の価格指数と比較し、2.0%以上の変動があった場合という理解でよろしいでしょうか。それとも価格指数の差が2.0以上の場合でしょうか。	「当該年度の前年度のサービス指数」が、「前回改定時の前年度のサービス価格指数」に比べ2.0%以上の変動があった場合です。入札説明書別紙2の該当箇所をわかりやすい表現に修正します。
69	数量変動の指標について	入札説明書	別紙2		3		ウ	(エ)		「標準方式」の「A 台数基準」に記載の「業務要求水準書等に定める年間想定総利用台数」とは業務要求水準書の資料8-1及び8-3に記載される「年総発生台数(約120万台)」との理解でよろしいでしょうか。また、「標準方式」の「B 日数基準」に記載の「業務要求水準書等に定める想定年間繁忙期日数」とは業務要求水準書の資料8-2の「年間 日來台数分布」において「分布」が「4000台以上」となる「日数」の合計と理解してよろしいでしょうか。	前段について、年間想定総利用台数は、約120万台としてください。後段については、「4000台以上」ではなく「4001台以上」の日数となります。
70	需要変動の標準方式	入札説明書	別紙2		3		ウ	(エ)		算定基礎額のおお書きで、「金額は、事業者の提案を基礎として別に決定した額とすることができるものとする。」とありますが、「別に決定」とは、市と事業者で協議のうえ合理的に決定するということでしょうか。	基本的には市、事業者間で協議するものとしています。協議が整わない場合又は事業者に異議がない場合は、標準方式を採用することとしています。
71	運営等業務費の需要変動を勘案した改定について	入札説明書	別紙2		3		ウ	(エ)		運営等業務費の需要変動を勘案した改定について標準方式を採用した場合、前年度の総利用台数及び繁忙期日数等が確定した時点で既に翌年度の指定管理が始まっております。この場合、指定管理料は年度当初(4月1日)にさかのぼっての精算するとの理解でよろしいでしょうか。	指定管理料をさかのぼって清算することは想定しておりません。各年度の指定管理料は年度当初に締結する協定書で定めることとしていますが、変更協定書を締結して対応することも可能です。
72	物価変動リスク(維持管理運営)	入札説明書	別紙2		3		ウ	(ア)		「維持管理・運営期間中の物価変動リスクについては、主として市が負担する者とし、…」とありますが、指定管理者の負担は原則ないと考えてよろしいでしょうか。	物価変動の指標として採用した数値に2.0%以上の変動があった場合のリスクは市が負担しますが、2.0%に満たない場合は、指定管理者の負担となります。
73	物価変動リスク(維持管理運営)	入札説明書	別紙2		3		ウ	(イ)		「Apt=t年度の改定後の運営等業務費」とありますが、前頁計算式中の維持管理業務費と同じ変数となっております。混乱を避けるため異なる変数の使用をお願いいたします。	維持管理業務費と運営等業務費の表示がいずれも「Apt」「APo」となっているので、入札説明書別紙2の該当箇所をわかりやすい表現に改めます。
74	維持管理及び運営に係る費用の参考価格	入札説明書	別紙3							参考価格の387,000千円における(1)運営費の単価は幾らで計算したのでしょうか。また、(2)のその他経費の部分についてですが、約200台規模の駐車場に係る経費を25倍して5,000台に直した金額が参考価格になるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙3は、維持管理運営に係る費用を参考として示したものであり、具体的な積算内訳を示すことは考えていません。当該参考価格をベースにするのではなく、維持管理運営の業務に係る提案内容に従って費用を見積もってください。
75	指定管理料参考価格の考え方	入札説明書	別紙3							指定管理料の参考価格は「年間費用」という認識でよろしかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
76	維持管理及び運営に係る費用の参考価格	入札説明書	別紙3		1					参考価格について、算定項目毎の、積算金額の概算をご提示願います。	No.74の回答をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
77	維持管理及び運営に係る費用の参考価格	入札説明書	別紙3		1					参考価格について、積算金額想定時の来台数等の想定条件をご提示ください。	No.74の回答をご参照ください。
78	維持管理・運営費の参考価格	入札説明書	別紙3		1					「参考価格387,000千円」とありますが、「2参考価格算定の基本的な考え方事項」であげられている項目ごとの内訳を教えてください。	No.74の回答をご参照ください。
79	維持管理・運営費の参考価格	入札説明書	別紙3		2					「保険料 施設賠償保険等」とありますが、施設賠償保険の他は、今回加入を求められている自動車管理賠償責任保険及び動産総合保険のみと考えてよろしいでしょうか。	No.74の回答をご参照ください。業務要求水準書等で加入を求めている保険について費用を見積もってください。
80	維持管理及び運営に係る費用の参考価格	入札説明書	別紙3		2	(1)				業務員常駐3名 設備管理員常駐1名とありますが、4名全てが24時間常駐としての積算でしょうか。違う条件であれば、常駐時間をご提示ください。	No.74の回答をご参照ください。管理運営に係る体制の提案内容に従って費用を見積もってください。
81	維持管理及び運営に係る費用の参考価格	入札説明書	別紙3		2	(1)				設備管理員は、どのような資格を持たれた管理員を想定し積算されていますか。	No.74の回答をご参照ください。
82	維持管理・運営費の参考価格	入札説明書	別紙3		2	(2)				「名古屋市都心部における次の立体駐車場の管理運営実績をもとに…」とありますが、今回の集約駐車場とは規模等、条件が異なっております。見積の精度を上げるため、より詳細条件を見比べたいと考えますが、具体的に当該駐車場を教えてください。	公社が経営する「アスナル金山駐車場」における実績を算定基礎としております。
83	維持管理・運営費の参考価格	入札説明書	別紙3		2	(2)				「名古屋市都心部における次の立体駐車場の管理運営実績をもとに…」とありますが、この駐車場の維持管理及び運営をしている企業名を教えてください。ご検討をお願いいたします。	No.82の回答をご参照ください。
84	設計及び建設に係る費用の支払時期	入札説明書	別紙4							設計費及び施工費は、事業者の提案した工程計画に応じて、別紙1「設計及び建設に係る費用の額・支払・改定について」に基づき支払われるものであり、別紙4記載の「設計相当額」、「前払金(平成27年度)」、「完了払」の支払時期はあくまでも目安だと理解してよろしいでしょうか。例えば、「供用開始」が早まった場合、これに伴い、「完了払」の時期も早まるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書別紙4の各支払時期は予定であり、提案内容をもとに決定します。
85	スケジュールについて	入札説明書	別紙4							駐車機器の設置については事業者から市への引き渡し前の期間で工事を行うということでしょうか。また、人員のトレーニング等で公社から市への引き渡し前に駐車場を使用することは可能でしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。人員のトレーニングについては、公社から市へ引き渡し後、供用開始までに行ってください。
86	スケジュールについて	入札説明書	別紙4							施工者から公社への引き渡しは何時を予定されていますでしょうか。	少なくとも駐車場の供用開始(平成29年3月1日)より前に公社へ引き渡していただきます。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
87	駐車場需要の変動	業務要求水準書	3	第1	4	(2)				駐車場需要の変動に対応とありますが、国際展示場及びレゴランドのイベント等についてはエリアマネジメントへの参画内に記載の「本施設関係者で構成する協議会(仮称)」にて事前に情報をいただけると理解してよろしいでしょうか。	今後の検討事項になりますが、周辺施設のイベント等の情報については、エリアマネジメントを実施するうえで関係者の間で共有したいと考えています。
88	有資格者について	業務要求水準書	4	第1	4	(4)	ア			有資格者の配置とありますが、具体的な必要資格をお教えてください。指定資格ない場合は、提案事項という解釈で問題ありませんでしょうか。	ご質問の有資格者は、設計、建設、維持管理及び運営の業務を実施するにあたり、遵守すべき法令で規定される資格を求める趣旨です。
89	情報の保護・管理及び公開	業務要求水準書	4	第1	4	(4)	イ			情報管理に関して、下請け、再委託者に対して、業務履行上必要な範囲の設計図書、仕様書等を開示する場合、具体的にどのような手続きが必要となりますでしょうか。落札者が負担する秘密保持義務と同等の義務を負わせるということでしょうか。	管理運営協定書(案)別紙3をご参照ください。
90	実施運営	業務要求水準書	4	第1	4	(4)	エ			「業務範囲外で市又は公社が他の者に委託している業務」とは何を想定していますか。	市が実施する交差点改良、歩行者用デッキ設置、公社が将来行うエリアマネジメントにおける交通誘導業務などを想定しています。
91	実施運営	業務要求水準書	4	第1	4	(4)	エ			「事業範囲外で市又は公社が他の者に委託している業務との連携に配慮」とありますが、委託している具体的な業務をご教示していただけますか。	No.90の回答をご参照ください。
92	申請業務の支援	業務要求水準書	5	第1	4	(4)	キ			「事業者が行う業務に関連して、市又は公社が法令等による届出等を行う場合には、事業者は、届出書類及び資料の作成等に関し支援すること」とありますが、その業務量を把握するため、いつ頃、どのような届出・資料作成等が必要かご教示願います。	業務要求水準書資料16に掲げるもの、その他法令等による届出等を、市又は公社が行う必要がある場合に、支援をしていただきます。
93	費用に関する特記事項	業務要求水準書	5	第1	4	(4)	ク			引渡し後は維持管理及び運営業務に従事する事業者が負担のことですが、電気料金や上下水道料金、ガス料金などの改定に伴う使用料金の増額は、自動的に指定管理料の改定につながるのと理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙2にあるとおり、指定管理料改定の協議の対象となります。協議が整わない場合又は事業者に異議がない場合は、(イ)標準方式の採用となります。
94	消防用設備について	業務要求水準書	6	第1	4	(5)	ア			名古屋市火災予防条例に遵守とあります。仮に認定工法にて駐車場を計画する場合は安価で建設できますが、各諸室を組み込むには、一部を一般工法にて施工せざるを得ない状況であります。その場合、認定工法のメリットである粉末消火設備が認定駐車場であっても泡消火設備の設置免除が出来ないとの回答を消防署および関係部署より頂きましたが、発注者より泡消火設備の設置免除の協議をしていただく事は可能でしょうか。	名古屋市消防局との協議は、事業者において行ってください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
95	適用基準	業務要求水準書	7	第1	4	(5)	イ			適用基準について、公共建築工事仕様に準拠することになっていますが、設備機器類についても製造者標準仕様ではなく公共工事標準仕様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	優先順位	業務要求水準書	8	第1	4	(5)	ウ			優先順位として①～⑤を挙げられていますが、「実施方針に関する質問・回答(H26.3.24)」は有効と考えてよろしいでしょうか。	①関係法令を除き、②～⑤に記載のない事項に関しては有効です。また、これらの図書を具体的に適用する際の解釈の指針として、実施方針(修正版)とともに利用することもあります。入札説明書1ページ第1もご参照ください。
97	資料の優先順位について	業務要求水準書	8	第1	4	(5)	ウ			優先順位の中に、「実施方針(修正版)」および「実施方針に関する質問・回答」を位置づけた場合の優先順位を示していただけますでしょうか？	№96の回答をご参照ください。
98	事業期間終了後の大規模修繕	業務要求水準書	8	第1	4	(8)				事業期間終了後1年以内に大規模修繕が必要とならないようにすることと記載がございますが、事業期間中の主要構造部の一部以上の過半に係るもの及び250万円を超える修繕については貴市の負担となっております。本要件は貴市が適切に、事業者が要求する主要構造部の一部以上の過半に係るもの及び250万円を超える修繕を実施していただいた場合に限り理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	第三者による劣化診断	業務要求水準書	8	第1	4	(8)				第三者による劣化診断の費用は事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	劣化診断について	業務要求水準書	8	第1	4	(8)				第三者による劣化診断が義務付けられていますが、こちらは本提案時価格に含むと言う解釈になりますでしょうか。 含む場合は、指定管理料のどの費用の種類となりますでしょうか。	劣化診断に係る費用は維持管理業務費用に算入して提案してください。
101	要求水準の変更	業務要求水準書	9	第1	5					「市及び公社並びに事業者は、事業期間中に…(略)…市及び公社並びに事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、市及び公社が、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、協議のうえ、」とありますが、要求水準については、落札後、事業準備段階も含めた事業期間において、利用者のニーズや社会情勢等の変化や業務内容等の変更により必要とされる場合には、市及び公社と落札者らが協議して変更できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、基本協定締結以前に入札の趣旨を大幅に改変するような業務要求水準書の変更を行うことはありません。
102	要求水準の変更	業務要求水準書	9	第1	6	(1)				本件入札により受領している敷地及び周辺施設の資料は本件入札の前提条件という理解でよろしいでしょうか。 齟齬があった場合には、事情の変更となり、資料提供側である発注者の負担を原則とし、合理的範囲で、協議により解決されるということでごよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
103	北側道路幅員	業務要求水準書	10	第1	6	(1)				敷地周辺状況 北側 臨港道路金城②号線 幅員13.5mとありますが、伊勢湾岸道の料金所部分も含めて建築基準法上の道路として扱ってよろしいでしょうか。実施方針の質問・回答では建築士の責任において確認とありましたが、計画の根幹に係る部分のため、共通事項としてご回答ください。	伊勢湾岸道路の料金所部分は、建築基準法第56条第6項に規定する「公園、広場、川若しくは海その他これらに類するもの」に該当し、同項の緩和の適用が受けられるものとなるため、敷地北側の道路にかかる同条第1項第1号の規定(道路斜線制限)については、その適用範囲が道路内となり、結果的に道路斜線の制限を受けないこととなります。
104	要求水準の変更	業務要求水準書	9	第1	6	(2)				市の各部局等との協議が課せられている点について、その協議において適切な資料等の提供がなかった場合、事情の変更となり、資料提供側である発注者の負担を原則とし、合理的範囲で、協議により解決されるということによろしいでしょうか。	受注者において提供あるいは入手した資料を基に適切に見積りをお願いします。また、提供された資料に基づく見積り数量と実際の施工数量に合理的な差異を生じた場合は、入札説明書別紙1の4(2)イに定める協議対象とします。
105	各インフラ	業務要求水準書	10	第1	6	(2)				負担金及び工事費は事業者負担となっていますが、各インフラ管理者との協議は独自に行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	インフラ(上水道)	業務要求水準書	10	第1	6	(2)				上水引込に関して、既存建物の引込管を利用するとのことですが、資料4-1では当該敷地への既存引込位置が不明ですので、詳細が分かる資料を提示願います。	引き込み位置については、参加表明書提出者に開示します。
107	インフラ負担金	業務要求水準書	10	第1	6	(2)				負担金について「各インフラ管理者と協議を行い、負担が必要になる場合は事業者が負担」とありますが、想定される負担金を列挙いただけませんか。	引き込みの位置、方法によりますので、計画に応じて各インフラ管理者と協議していただくことになります。
108	インフラ負担金の費目	業務要求水準書	10	第1	6	(2)				負担金について「各インフラ管理者と協議を行い、負担が必要になる場合は事業者が負担」とありますが、当該負担金を計上する費用項目の指定はありませんでしょうか。	負担金及び工事費が必要となる場合は、入札価格に含め、入札価格内訳書の「その他関連業務費」として計上してください。
109	給水引込について	業務要求水準書	10	第1	6	(2)				「敷地北側の上水配水管に接続された既存建物への引き込み管」とは、資料4-1の100A及び150Aの配管を指していると解釈して宜しいでしょうか。また、どちらか一方を使用するということに宜しいでしょうか。	No.106の回答をご参照ください。
110	敷地西側のインフラ及びその他の既設設備の移設工事区分	業務要求水準書	10	第1	6	(2)				敷地西側にあるインフラ及びその他既設設備の移設工事は、道路左折レーン整備に伴い行う工事と考えてよろしいでしょうか。工事区分をご指示ください。	道路左折レーン整備については、市が実施しますが、左折レーンからの乗り入れ整備については、事業者負担となります。そのため、乗り入れ設置箇所によって移設が必要となった物件については、事業者が調整・実施することとなります。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
111	敷地西側のインフラ及びその他の既設設備の移設工事区分	業務要求水準書	11	第1	6	(3)	イ			敷地西側にあるインフラ及びその他既設設備の移設工事は、道路左折レーン整備に伴い行う工事と考えてよろしいでしょうか。工事区分をご指示ください。	No.110の回答をご参照ください。
112	近隣への配慮	業務要求水準書	13	第2	1	(3)				建設等の業務の実施にあたり、法令等を遵守しているにもかかわらず、近隣者の感覚、志向、一般利用者の利便性の確保要求等によるクレームは、当該敷地の位置等の特徴に起因するものであり、事業者では解決できず、発注者の責めに帰すべき事由と考えられるということではよろしいでしょうか。また、設計施工請負契約約款案14、39、40、41、73、74条等にかかわらず、その費用負担、工期の確保は発注者負担という理解でよろしいでしょうか。さらに、第三者への損害の賠償範囲も同様と考えてよろしいでしょうか。	設計施工請負契約書(案)第14条第1項にあるとおり、合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要になった場合は、近隣対策に要した費用に関しては協議事項となります。なお、同条第6項にあるとおり受注者に生じた費用(近隣対策に従事した職員の人件費、期間延長に伴う人件費、物件費等)は受注者の負担としています。 No.250の回答もご参照ください。
113	保険への加入	業務要求水準書	13	第2	1	(4)	ア			火災保険において、火災の恐れがないものが除かれていますが、同様に、解体工事範囲への建設工事保険の場合や落札者が会社として包括保険に入っており、工事の代金相当額が担保される場合なども設計施工請負契約約款案65条にかかわらず、本入札における保険加入義務範囲から除いてもよろしいでしょうか。	解体工事を含め、会社が加入する包括保険が要求水準を満たす内容で火災保険を付保していることが証明できるのであれば(同等と認められる契約書の写しを提出)、新たに保険加入しなくても構いません。なお、設計施工請負契約約款第65条の適用を排除する趣旨ではありません。
114	関連業務	業務要求水準書	14	第2	2	(1)				その他関連業務とありますが、現時点で具体的な内容はありますでしょうか。	現時点で必ず実施すべきものはありませんが、設計等を進めていく中で、必要となる業務があれば、事業者に実施していただきます。
115	事前調査	業務要求水準書	14	第2	2	(2)				入札説明書等に記載の内容や、提供された調査済みのデータは本件入札の前提条件ということでよろしいでしょうか。 齟齬が生じた場合には、市又は公社からの依頼による変更となり、発注者の負担を原則とし、合理的範囲で、協議により解決されるという理解でよろしいでしょうか。	受注者において提供あるいは入手した資料を基に適切に見積りをお願いします。また、提供された資料に基づく見積り数量と実際の施工数量に合理的な差異が生じた場合は、入札説明書別紙1の4(2)イに定める協議対象とします。 No.104の回答もご参照ください。
116	事前調査	業務要求水準書	14	第2	2	(2)				発注者が開示公表するデータに基づけば、落札者は本件業務を履行できる必要な調査データが開示公表され则认为よろしいでしょうか。 万が一、過度にデータが少ない場合は、設計施工請負契約約款案第12、39、40、41、73、74条等にかかわらず、追加調査費用を発注者が負担することについて協議に応じていただくようよろしくお願いします。	測量、地盤調査等については、提案者が通常必要と考える調査費用について、適切に入札価格に算入してください。なお、敷地条件、地盤条件等において、提供されたデータから合理的に予測できない大規模な支障が発見された場合は、その対応について協議事項としています。
117	その他調査	業務要求水準書	14	第2	2	(2)				「その他調査が必要な場合は、事業者が行うこと」とありますが、「その他調査が必要な場合は、市又は公社と協議の上、事業者が行うこと」と変更をお願いします。	変更はしません。原文のとおりとします。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
118	建築確認申請手数料	業務要求水準書	15	第2	2	(2)	ア			「建築確認申請の手数料は公社が負担する」とありますが、事業者が立て替え払いするのではなく、直接公社がお支払いいただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	災害時の想定避難者数	業務要求水準書	15	第2	3	(2)	イ	(ウ)		周辺施設利用者及び港湾事業者の一時的な避難場所とする施設計画とする際の想定避難者数をご指示ください。	約5万人を想定しています。
120	一時的な避難場所	業務要求水準書	15	第2	3	(2)	イ	(ウ)		「周辺施設利用者及び港湾事業者の一時的な避難場所」とありますが、必要装備等あればご指示をお願いします。	No.147の回答をご参照ください。
121	景観に対する配慮	業務要求水準書	16	第2	3	(2)	イ	(オ)		「デザイン、色彩及び敷地の外構整備等、周辺景観と調和する施設とする。」となっておりますが、隣接(当該敷地の南側隣接地、道路をはさんだ西側隣接地)で新設される予定の商業施設の規模、デザイン等の計画概要の提示がありません。「周辺景観と調和する」を提案するにあたり、それを考慮する必要はないという理解でよろしいですか。	市又は公社は商業施設の計画に関与していませんので、それを提示することはできません。ご提案にあたり、計画が明らかでない施設のデザイン等を考慮する必要はありません。
122	積載荷重について	業務要求水準書	16	第2	3	(3)	ア			普通乗用車を対象としていますが、設計用積載荷重としては都指針における乗用車専用車庫としての値(床用3,900、架構用2,900、地震用1,500N/m ²)としてよろしいですか。	設計用積載荷重は、普通乗用車の駐車を前提に設定していただくことになります。具体的な数値は、建築主事又は指定確認検査機関と協議して設定してください。
123	入庫ルートの考え方	業務要求水準書	17	第2	3	(3)	ウ	(イ)		高速道路からの入庫ルート(道路部分)は、駐車場の利用車両以外の利用は想定されないことから、入庫ゲート専用の滞留スペースとして考えてよろしいでしょうか？	北側道路は引き続き臨港道路として位置づけられる予定のため、高速道からの入庫車両による滞留が生じることがないような計画としてください。
124		業務要求水準書	18	2	3	(3)	エ			緊急車両用入出口を消防はしご自動車の進入路と位置づけない場合、消防活動空地は必要なしと考えてよいのか。 またはしご自動車のサイズを御教授ください。	市が定める「消防活動用空地等の設置指導基準」に従い、消防活動用地を設置してください。位置、箇所数等は名古屋市消防局との協議によります。はしご自動車のサイズは同基準に記載しています。同基準については名古屋市消防局にお問い合わせください。
125	消防はしご自動車の進入	業務要求水準書	18	第2	3	(3)	エ			緊急車両入出庫口を消防はしご自動車の進入路と位置づけない場合は、他の箇所でも敷地に進入できるようにする必要はないということでしょうか。また、予定されている消防はしご自動車の寸法をお知らせください。	No.124の回答をご参照ください。
126	消防はしご車について	業務要求水準書	18	第2	3	(3)	エ			消防はしご自動車の進入についての記述がありますが、はしご自動車の敷地内への進入は必須条件なのでしょうか。	No.124の回答をご参照ください。
127	消防はしご車について	業務要求水準書	18	第2	3	(3)	エ			消防はしご自動車の諸元については、所轄消防へ個別に確認してよろしいでしょうか。	No.124の回答をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
128	地下埋設物等	業務要求水準書	18	第2	3	(3)	オ			移設工事費用が事業者負担になるということで、地下埋設物等の情報について、知りうる内容があれば教えていただけますでしょうか？また予期せぬ地下埋設物が発見された場合の費用負担の考え方を教えていただけますでしょうか？	業務要求水準書資料4に示すものの他に、歩道の地中に道路照明灯の電線があると思われます。乗入れ施設を設置するにあたり、上部を車両が通行することにより電線が損傷を受けないよう、電線を現状より深いところに移設する必要があると思われます。 入札説明書23ページ第7 3.及び設計施工請負契約書(案)第28条に示すとおり、地下埋設物が発見されて、施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、公社は必要があると認められるときは請負代金額を変更します。
129	入庫台数	業務要求水準書	19	第2	3	(3)	カ	(ア)		一般道1000台、高速道1300台とありますが、資料9-5では一般道947台、高速道1309台となりますが、大きい数値を満足すればよいのでしょうか。	一般道1,000台/時間、高速道1,300台/時間を満足するとともに、資料9-5に示す1日における来場車両を円滑に処理できる計画としてください。
130	滞留長	業務要求水準書	19	第2	3	(3)	カ	(イ)		滞留長を190m、168mとありますが、算出された根拠等はあるのでしょうか。	信号サイクル長等を設定し、算出したものとなります。滞留長の算定根拠については、参加表明書提出者に資料を提供します。
131	平均車頭間隔	業務要求水準書	19	第2	3	(3)	カ	(イ)		平均車頭間隔は、何mで考えればよいのでしょうか。	滞留長の算出には、車頭間隔を乗用車は6m、大型車は12mと想定しています。滞留長の算定根拠については、参加表明書提出者に資料を提供します。
132	滞留長の考え方	業務要求水準書	19	第2	3	(3)	カ	(イ)		高速道への出庫車両の滞留長(190m)は、敷地内も、敷地外の滞留長が115mであることから、敷地内にも75mの滞留長が2車線必要となることを想定されているということでしょうか？ また北側・東側の滞留長設定の根拠資料を提示頂けますでしょうか？	滞留長の考え方は、ご理解のとおりです。滞留長の算定根拠については、参加表明書提出者に資料を提供します。
133	歩行者デッキに通じる階段及びEV	業務要求水準書	20	第2	3	(3)	カ	(エ)		敷地西側歩道からの歩行者デッキの利用を考慮し、歩行者用デッキに通じる階段及びEVを設置するよう記載がありますが、敷地西側の歩道は廃止される計画となっております。どのように考えるかご教示願います。	駐車場と南側の商業施設を連絡する歩行者用デッキの西側の部分は歩道を残し、利用者がその歩行者用デッキの下部を通行して敷地内に入ることを想定しています。
134	歩行者デッキの利用	業務要求水準書	20	第2	3	(3)	カ	(エ)		臨港道路金城3号線の東側歩道から歩行者デッキに通じる階段及びエレベーターを、24時間利用できる形で歩行者デッキ付近に設置すること、との記載ですが、業務要求水準書資料9-3より、この歩道については南側からの利用のみ可能となります。 歩道(地上レベル)から直接歩行者デッキを利用できるよう、階段及びエレベーターを今回建物とは独立して敷地外に設置する、ということでしょうか。	敷地南側から臨港道路金城3号線の東側歩道を歩いて来た人が駐車場の建築物内の階段又はエレベーターを経由してデッキを利用することを想定しており、敷地外には階段及びエレベーターを設置しません。 No.133の回答もご参照ください。
135	植栽計画	業務要求水準書	21	第2	3	(3)	シ			植栽計画について指定樹木、推奨樹木がありましたらご教示をお願いします。	指定樹木及び推奨樹木等はありません。適切な植栽計画を提案してください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
136		業務要求水準書	21	2	3	(3)	ス			ごみの保管スペースの大きさを御教授願います。	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等、関係法令等を遵守し、適切な大きさを確保してください。
137	防災備蓄品	業務要求水準書	21	第2	3	(3)	セ	(ア)		防災備蓄品の設置は事業者の業務範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	公社職員常駐者数	業務要求水準書	21	第2	3	(3)	セ	(イ)		エリアマネジメント事務室の使用用途についてご教示ください。	エリアマネジメントに従事する者が、3名程度常駐し、それに隣接し20名程度で利用できる会議室の設置を想定しています。
139	管理事務所の無料利用	業務要求水準書	21	第2	3	(3)	セ	(イ)		「管理事務所」は、31頁「備品等整備業務」記載の「管理事務所」と同義だと理解してよろしいでしょうか。また、事業者は「管理事務所」又は「管理事務室」を無償で利用できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。駐車場の指定管理者が業務上使用するスペースです。用語の統一を図るため、業務要求水準書の修正をします。
140	提案施設	業務要求水準書	22	第2	3	(3)	ソ			「・・・独立採算とし、そのスペースの使用料を市に支払うこと。」とありますが、使用料を支払う者は、事業者ではなく、出店者や設置者でもよろしいでしょうか。	使用料の支払いについては、市と事業者で別途締結する公有財産有償貸付契約書に基づくものとし、支払いの当事者は契約当事者である事業者とします。なお、本件回答に関連して業務要求水準書の追加・修正をします。
141	自動二輪車用駐車施設	業務要求水準書	22	第2	3	(3)	ソ			自動二輪車用駐車施設を設置する場合は、使用料は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	壁面広告について	業務要求水準書	22	第2	3	(2)				壁面広告に係る工事費については別途ということではよろしいでしょうか。	壁面広告に係る工事費は発注者又は広告主が負担します。
143	壁面広告	業務要求水準書	22	第2	3	(3)	タ			壁面広告の設置を予定しているとのことですが、その位置(外壁面または広告塔等)により、施設計画対応が必要となる可能性があります。対応の費用を広告主が負担することではよろしいでしょうか。	No.142の回答をご参照ください。
144	壁面広告	業務要求水準書	22	第2	3	(3)	タ			屋外広告の設置について設計の際に公社と協議する事とありますが、入札・提案段階では下地等のコストは見込まないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	積載荷重の確認	業務要求水準書	22	第2	3	(4)	ア			車室、車路の積載荷重は建築基準法令85条の自動車車庫及び自動車通路の積載荷重でなく、自家用車利用が中心となる事を想定し、実情にあわせて設定してもよろしいでしょうか。	No.122の回答をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
146	建築設備の耐震性能について	業務要求水準書	22	第2	3	(4)	ア			本施設は、耐震安全性の分類が構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類となっているので、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の表2.1における「避難所として位置づけられた施設」ではなく、「人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設」ということで宜しいでしょうか。同基準p.41※「避難所として位置づけられた施設において、大地震動後に一部の設備機能を相当期間確保する必要があるものは、当該部分を甲類に準ずるものとする。」と記載されていますが、今回は甲類に準じる必要はないことを確認する質問です。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による分類は、「人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設」のうち、「多数の者が利用する施設」に相当します。
147	建築設備の耐震性能について	業務要求水準書	22	第2	3	(4)	ア			本施設は、大地震動後のライフラインの途絶に備えるべき施設ではないと解釈し、水源、排水、熱源の確保は不要と考えて宜しいでしょうか。	本施設は津波避難ビルの指定を受ける予定です。津波避難ビルは、想定外の津波被害から人命を守るための一時的な避難場所であり、避難者が滞在するための電力、給水、排水、空調の機能を確保する必要はありません。
148	インフラ途絶時の機能確保の想定期間	業務要求水準書	22	第2	3	(4)	ア			インフラ(電力・上下水道・ガス等)途絶時の電力・給水・排水・空調機能確保の想定期間をご指示ください。空調機能確保が必要な室をご指示ください。	No.147の回答をご参照ください。
149	建物内の電源供給について (商用電力の途絶対策)	業務要求水準書	22	第2	3	(4) (5)	ア			本施設の商用電力途絶対策について「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の「表4.8 商用電力の途絶対策」を参照するというで宜しいでしょうか。又、本施設は「表4.8 商用電力の途絶対策」に記載の「乙類」に該当すると考えてよろしいでしょうか。更に、同表の△印は「今回施設では”採用不要”」と考えてよろしいでしょうか。	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の表4.8の△印を要求事項とはしませんが、これについて提案があった場合、提案審査において、評価の対象とします。
150	建物内の電源供給について (発電機回路とする負荷)	業務要求水準書	22	第2	3	(4) (5)	ア			本施設の発電機回路とする負荷について「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の「表4.10 事務庁舎での例」ではなく、「表4.11 事務庁舎以外の場合の例」を参照するというで宜しいでしょうか。又、本施設は駐車場なので、「表4.11 事務庁舎以外の場合の例」に記載の「学校、研究施設等」にも該当しないと考えてよろしいでしょうか。	駐車場において災害応急対策活動を行うこと、避難者が避難生活をすることを想定していませんので、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の表4.10又は表4.11の例のいずれにも該当しません。
151	建物内の電源供給について	業務要求水準書	22	第2	3	(4) (5)	ア			本施設の電源供給について「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の「表4.12 電力供給設備の信頼性向上対策」を参照するというで宜しいでしょうか。又、本施設は同表に記載の「乙類」に該当すると考えてよろしいでしょうか。更に、同表の△印は「今回施設では”採用不要”」と考えてよろしいでしょうか。	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の表4.12の△印を要求事項とはしませんが、これについて提案があった場合、提案審査において、評価の対象とします。
152	建物内の通信・連絡網について	業務要求水準書	22	第2	3	(4) (5)	ア			「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の「表4.13 公衆通信網の途絶・輻輳対策(事務庁舎の場合)」を参照するというで宜しいでしょうか。又、本施設は同表に記載の「乙類」に該当すると考えてよろしいでしょうか。更に、同表の△印は「今回施設では”採用不要”」と考えてよろしいでしょうか。	公衆通信網の途絶・輻輳対策について、要求事項はありません。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
153	浄化槽	業務要求水準書	23	第2	3	(5)	イ			合併処理浄化槽を設置することとなっておりますが、処理後の放流水質(BOD、COD等)をご指示ください。	浄化槽法による水質の基準に従ってください。また、水質汚濁防止法による特定施設又は指定地域内事業場に該当する場合は、併せて、同法による水質の基準に従ってください。
154	事前精算機費用項目	業務要求水準書	23	第2	2	(5)	エ			「事前精算機を導入する場合は・・・」とありますが、導入する場合、当該事前精算機の費用は、維持管理・運営業務に要する費用として様式18の「駐車場管制機器設置費」に計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	地下埋設物等	業務要求水準書	25	第2	4	(2)	ア			残存建築物の解体・撤去工事において、当初想定されていない地下埋設物等が発見された場合の費用負担の考え方について教えていただけますか？	No.128の回答をご参照ください。
156	調整会議	業務要求水準書	25	第2	5	(1)				「調整会議」の目的、主催者及び出席予定者をご教示願います。	調整会議は、発注者、受注者及び市により構成される関係者協議会(設計施工請負契約書(案)第4条)並びに周辺工事との調整のための会議等、工事の円滑な施工のために、必要に応じて関係者により開催する会議のことをいいます。
157	近隣への配慮	業務要求水準書	26	第2	5	(2)	イ			「隣接する公共施設及び民間施設、道路等に損傷を与えないよう留意し、万一工事中に汚損、破損をした場合」とありますが、経年劣化等によるもの(例えば道路等)については、落札者が負担することはないということでしょうか。	現状復旧を原則とします。
158	周辺工事の計画について	業務要求水準書	26	第2	5	(2)	ウ			並行して行われる周辺工事(レゴランド、商業施設等)の計画・スケジュール等について可能な範囲で教えていただけますか？	民間開発については、今後事業者がスケジュールを公表する予定となっております。道路改良、歩行者用デッキのスケジュールについては、No.13の回答をご参照ください。
159	汚染土壌の処理	業務要求水準書	27	第2	5	(2)	カ			工事発生土に汚染土壌が発見されたときは、設計・施工請負契約約款第32条に基づき履行期間の延長変更を請求でき、場合により平成27年3月1日の供用開始が遅れてもペナルティはないものとして宜しいでしょうか。	土壌汚染が発見された場合は法令等に従い適切に処理するとともに、工期変更については状況に応じて、協議のうえ決定したいと考えています。結果として期間延長となる場合は、ご質問のとおりです。
160	供用開始時期	業務要求水準書	27	第2	5	(2)	ク			大規模需要発生時(レゴランドの供用時期)を教えてください。	供用開始時には大規模需要が発生しているものと想定してください。
161	開設準備期間等	業務要求水準書	28	第2	6	(2)				業務要求水準書の該当ページにある「開設準備期間」と管理運営協定書(案)(協定書 別紙1)の「管理運営開始準備(建設期間中に1ヶ月以上)」は同じものでしょうか？	ご理解のとおりです。
162	本施設の公社への引渡し	業務要求水準書	28	第2	6	(2)				建物の引渡し時期を平成29年2月より早める提案は可能でしょうか。	可能です。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
163	開設準備期間	業務要求水準書	28	第2	6	(2)				「開設準備期間を考慮し、建物を公社に引渡すこと」とありますが、応募者が前提とすべき具体スケジュールや業務があればご教示ください。	引渡しまでに必要となる各種設備の試運転等を考慮のうえ、提案者において適切に設定してください。
164	施設建設資料の作成等	業務要求水準書	29	第2	8	(1)				「施設建設資料の作成」とありますが、これは何を示しているのでしょうか。	市又は公社が、施設の概要及び建設についての視察等で説明を求められた場合に、必要に応じて事業者で作成いただくパンフレット等資料のことをいいます。
165	関連業務	業務要求水準書	29	第2	8	(1)				「施設建設資料の作成等」とあります。資料は何部用意すればよろしいでしょうか。	その都度協議をします。 No.164の回答もご参照ください。
166	管制機器設置	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	ア			駐車場管制機器設置業務で、機器の金額は指定管理料として支払われる(分割)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	駐車場管制機器設置業務の所掌範囲	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	ア			本施設の運営に必要な機器の補足として、「(本施設の躯体から容易に脱着可能な機器本体をいい、躯体と一体となった埋め込み部分や配線等の関連設備を除く)」と記載があります。ここで言う関連設備とは、躯体埋め込みの配管のみと考えてよろしいでしょうか。 配線(機器の相互間を結ぶ信号線含む)は機器固有のもので、管制機器が取替えされた場合に再利用は難しいと考え、駐車場管制機器設置業務内と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問の配線等、例示された機器と一体不可分のものであれば、駐車場管制機器に含むこととします。
168	駐車場管制機器設置業務	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	ア			駐車場管制機器はその所有権が市に帰属するとのことですが、事業者の持ち込む機器の費用は、指定管理費用の中で、そのイニシャルを分割して回収していくという考え方でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
169	駐車場管制設備の所有権について	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	ア			駐車場管制機器及び関連機器の所有権の移転は契約完了時(10年後)または施設完成時等、何れの時期となるのでしょうか。	駐車場管制機器及び関連機器については、施設完成時に市に所有権が移転されます。
170	駐車場管制設備の所有権について	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	ア			駐車場管制機器が契約期間中に故障・損壊等の理由により更新が必要と判断された場合、既設機器の残価に新設機器の金額を加えた金額を市から事業者へ支払いとなるのでしょうか。(修繕費250万円以上のケース)	故障・損壊等の理由により更新が必要となった場合、管理運営協定書(案)別紙4に記載のとおりであり、施設・設備の破損、不可抗力への対応など発生原因により負担方法が異なります。市がリスク負担者である場合は、市が設備を更新するとともに、管理運営協定に基づく指定管理料として既設機器の残額を支払うこととなります。事業者へ新設機器の整備を依頼する可能性も考えられますが、その場合は、指定管理料とは別での支払いとなります。
171	備品等の所有権	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	イ			「本施設の機能を満たすために必要な備品等」は、事業者が整備し、貴市に引き渡すもので、その所有権は貴市に帰属する理解してよろしいでしょうか(事業者が所有する場合、事業者へ償却資産税が発生する可能性があります。)	業務要求水準書の用語の定義「備品」を参照してください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
172	備品等の無償利用	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	イ			事業者は、貴市が所有する「本施設の機能を満たすために必要な備品等」を維持管理・運営業務のため、無償で使用できると理解してよろしいでしょうか。	必要な備品については事業者で整備していただきます。なお、市が必要に応じて提供した備品については、無償で使用していただいて構いません。
173	事業者設置の備品	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	イ			「事業者が設置した備品は、事業終了時に事業者が自己の負担で撤去・・・」とありますが、当該備品は、事業者が整備する「本施設の機能を満たすために必要な備品等」とは異なるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者が整備する「本施設の機能を満たすために必要な備品等」と同じものです。
174	備品等整備業務	業務要求水準書	31	第3	2	(1)	イ			備品等はリースで調達してもよろしいでしょうか。	可能です。
175	メンテナンスについて	業務要求水準書	32	第3	2	(2)	ア			駐車場管制機器・エレベーター等の点検は、安全性の観点から採用するメーカーの専門技術・知識を有したものがおこなうことが望ましいのでしょうか。	故障を未然に防止するための適正な点検実施体制を提案してください。
176	備品等整備費用の見積	業務要求水準書	32	第3	2	(2)	イ			備品等については、31頁の「(1)業務内容」及び32頁の「(2)要求水準」の記載以外に要求水準はなく、事業者で必要と考えられる備品等の品目及び数量を設定し、整備費用を見積もればよいと理解してよろしいでしょうか。この場合、当該費用の見積は、様式18「駐車場管制機器設置費見積書」に行を追加して総額を計上すればよろしいでしょうか。それとも、様式18と同様の書式で別途備品等整備業務費の見積書を作成するのでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、備品等整備費用は様式19の維持管理欄に記載してください。その際、当初にかかる費用は29年度に計上し、それ以降入替え等が必要な場合は、想定される年度に記載してください。
177	修繕業務	業務要求水準書	32	第3	3	(1)	エ			本施設の主要構造部の一種以上の過半に係るものは、とありますが、具体的にはどのようなイメージをお持ちでしょうか。	「主要構造部」とは、建築基準法第2条第5号で定義する主要構造部を指し、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいいますので、例えば、床の過半にかかる修繕(塗床工事など)は、「主要構造部の一種以上の過半に係るもの」に該当します。
178	修繕業務	業務要求水準書	33	第3	3	(1)	エ			「長期修繕計画を作成し」とありますが、どの程度の頻度で見直しをするのでしょうか。	定めはありませんので、事業者のノウハウを活かしたご提案をお願いします。
179	修繕費用について	業務要求水準書	33	第3	3	(1)	エ			1件250万円以下の1件については、一度に行う工事とのことでしょうか、同じエリアの工事ということでしょうか、同じ種類の工事ということでしょうか。	一度に行う工事を指します。 No.180の回答もご参照ください。
180	修繕業務	業務要求水準書	33	第3	3	(1)	エ			「原則、一件あたり250万円を超える修繕に要する費用は市の負担」とのことですが、250万円を超える修繕に該当するかどうかの基準が不明確であると思われます。そこで、250万円を超える修繕とは具体的に何を指すのかについてお示しいただけますでしょうか。	長期修繕計画を提出していただき、事業者との協議に基づき、市が精査したうえで、250万円を超えると判断した修繕を指します。
181	廃棄物処理業務	業務要求水準書	33	第3	3	(1)	キ			廃棄物処理業務は第三者に委託してもよろしいでしょうか。	管理運営協定書(案)第14条第1項第4号によるものとします。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
182	廃棄物処理 (再生)	業務要求水準書	33	第3	3	(1)	キ			「・・・処理(再生)を含む」とありますが、再生(リサイクル)を想定しておられるものがありましたら、ご教示いただけませんか。	空き缶、ペットボトル、プラスチック製包装容器、紙製包装容器等、市の条例で再生利用が定められている資源ごみを想定しています。
183	廃棄物処理	業務要求水準書	33	第3	3	(1)	キ			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところにより・・・」がありますが、必ずしも維持管理業務を行う事業者が当該法律に基づく許可を受けていなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。	管理運営協定書(案)第14条第1項第4号に基づく本市の承認を得て当該業務を第三者に委託した場合については、ご理解のとおりです。
184	保守管理業務について	業務要求水準書	34	第3	3	(2)	アイ			建物及び設備の保守管理業務に関し、保つべき状態について記載がありますが、経年劣化等事業者の保守管理レベルに関わらず発生してしまう状態については、免除されるという理解でよろしかったでしょうか。	管理運営協定書(案)別紙4の施設・設備の損傷の項目をご参照ください。
185	保守管理業務について	業務要求水準書	34	第3	3	(2)	アイ			設備について、例えば消防設備のように法令で定められた更新時期がある場合は、市の負担により更新いただけるという理解でよろしかったでしょうか。	指定管理料に算入してください。
186	修繕業務	業務要求水準書	35	第3	3	(2)	エ			利用者の、故意・過失によるものも事業者にて修復するとの理解でよろしいでしょうか。	管理運営協定書(案)別紙4の施設・設備の損傷の項目を参照してください。なお、利用者の故意・過失による損傷については、帰責者に求償するなど、適切な措置を講じてください。
187		業務要求水準書	35	第3	3	(2)	エ			「市が行う修繕業務について市から協力を求められた場合は・・・」とありますが、現場責任者による連絡など大きな費用負担なしに行える程度と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	植栽管理	業務要求水準書	33	第3	3	(2)	オ			薬剤散布は原則禁止とありますが、具体的に病中や病気から植栽を防御する方法をお知らせください。	市のホームページに掲載されております「農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用マニュアル」をご参照ください。
189	業務従事者の交通手段	業務要求水準書	36	第3	4	(1)	ア			最終出庫時間が24:00のため維持管理運営業務従事者の公共交通機関での通勤が困難です。維持管理運営業務従事者については駐車料金を無料としていただくことは可能でしょうか。	公共交通機関を利用することを基本としますので、業務従事者の車両通勤は原則不可とします。
190	駐車料金徴収業務	業務要求水準書	37	第3	4	(1)	ウ			身体障がい者その他の者に対する料金減免措置について、料金全てが減免でしょうか。それとも、一部の料金が減免になるのでしょうか。また、運営方法について他の駐車場の運営を参考にご教示願います。	名古屋市営路外駐車場と同様に、身体障がい者その他の者については駐車料金の5割を減額することを予定しています。運営方法については提案でお示しください。参考に名古屋市営路外駐車場については、減免対象となる利用者は、料金精算所において該当する手帳を提示したうえで、減額した料金を支払うこととしています。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
191	駐車料金徴収業務	業務要求水準書	37	第3	4	(1)	ウ			駐車料金徴収業務について、各種駐車券を発行するとありますが、現在想定されている駐車券の種類をご提示ください。	供用開始後、当面は駐車整理券のみを発行することを想定しています。ただし、実際の需要に鑑み、事業者との協議により、その他の駐車券を発行する可能性もあります。
192	駐車料金徴収業務	業務要求水準書	37	第3	4	(1)	ウ			身障者その他の者に対する料金減免措置対応は、24時間対応との理解でしょうか。	運営方法によって減免措置対応時間が異なることが考えられますので、必ずしも24時間対応ということではありません。減免対象となる利用者が漏れなく減免措置を受けられるような体制をご提案下さい。
193	運営体制	業務要求水準書	38	第3	4	(2)	ア	(ア)		総括責任者の条件として、2年以上の実務経験を求められていますが具体的にどのような実務を求められていますでしょうか。	駐車場の管理運営業務全般について携わった経験を指します。
194	運営体制	業務要求水準書	38	第3	4	(2)	ア	(ア)		入出庫取扱時間内は現場責任者を常時1名以上配置しとありますが、現場責任者が、場内で昼休憩等を取っている場合は、別の現場責任者の常駐が必要となりますか。	別の現場責任者が常駐する必要はありませんが、現場責任者不在時においても、緊急時に対応できる体制を構築して下さい。
195	人員配置について	業務要求水準書	38	第3	4	(2)	ア	(ア)		入出庫取扱時間内はとの表現がありますが、入庫取扱時間内(8:00～22:30)を指しているという解釈でよろしかったでしょうか。	業務要求水準書第3 4(2)ア(ア)の「入出庫取扱時間内」は「供用時間内」に修正します。業務要求水準書第3 4(2)ア(イ)の「入出庫取扱時間外」は削除します。
196	運営体制施設運営	業務要求水準書	38	第3	4	(2)	ア	(ア) (イ)		運営体制及び施設運営に「入出庫取扱時間内(外)」との記載がありますが、「入出庫取扱時間」とは要求水準書P36(第4(1)ア)の「入出庫取扱時間」の「入庫8:00～22:30」との理解でよろしいでしょうか。	No.195の回答をご参照ください。
197	保険への加入	業務要求水準書	39	第3	4	(2)	ア	(エ)		事業者が加入する保険(施設賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、動産総合保険)は、保険金額(補償額)に条件はなく、年度更新可との理解でよろしいでしょうか。	保険金額に関する条件は設定しておりません。事故発生時に十分対応できるよう、適正な保険にご加入下さい。
198	管理カメラ費用の見積	業務要求水準書	39	第3	4	(2)	ア	(カ)		「管理カメラを設置する場合」とありますが、設置する場合、当該事前カメラの費用は、維持管理・運営業務に要する費用として様式18の「駐車場管制機器設置費」に計上すればよろしいでしょうか。	管理用カメラの設置費用は、設計及び建設に係る費用として入札価格に含めてください。
199	管理用カメラの定義について	業務要求水準書	39	第3	4	(2)	ア	(カ)		場内案内誘導業務用を目的として設置するライブカメラ(画像記録を残さないカメラ)は、管理用カメラに該当するのでしょうか。	画像記録を残さないライブカメラも管理用カメラに該当します。本施設において管理用カメラの設置を義務付けているものではありませんので、災害及び事故を防止するための適切な管理方法をご提案下さい。
200	放置自動車対応	業務要求水準書	39	第3	4	(2)	ア	(キ)		放置自動車の処理費用については貴市にて負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	放置自動車の処理費用については、事業者が負担することとし、放置自動車が発生しないように適正な管理をお願いします。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
201	放置自動車 対応	業務要求水 準書	39	第3	4	(2)	ア	(キ)		「・・放置自動車を発見した場合・・」とありますが、放置自動車と認定する基準はお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	放置自動車とは、予め管理者への届出を行うことなく、駐車券を受け取った日から起算して7日を超えて駐車している車両を指します。
202	繁忙日の定義	業務要求水 準書	40	第3	4	(2)	イ	(イ)		「繁忙日」とは、入札説明書別紙2_3ウ(エ)Bにある「1日当たり利用台数4,000台超の日」との理解で宜しいでしょうか。 また「1日当たり利用台数4,000台超の日」とは、要求水準書資料8-2にある「年間日来台数が4,000台超の日」との理解で宜しいでしょうか。	繁忙日とは、多数の来台が見込まれる日を指しており、台数の基準を設定しておりません。なお、敷地北側の緊急車両用入出庫口が高速道出庫口として使用されるのは、繁忙日のうち、高速側出庫台数が1,000台/時を超えると予測される日とします。また、繁忙期日数(1日当たり利用台数4,000台超の日の数)は業務要求水準書資料8-2の年間日来台数分布にある4,001台以上の日数となります。
203	敷地北側の 緊急車両用 入出庫口の 対応	業務要求水 準書	40	第3	4	(2)	イ	(ウ)		緊急車両用入出庫口を高速道出庫口として運用できる日時は、1日当たり利用台数の想定をもとに協議により決定され、日数の制限等はないとの理解で宜しいでしょうか。	運営業務の費用算定の参考として、年間の繁忙日の想定から、高速道出庫口としての運用を年間10日、各日4時間と設定しお示しているものです。実際の運用は、周辺施設の開発動向やイベント規模等の影響がありますので、協議により設定するものと考えております。
204	敷地北側の 緊急車両用 入出庫口の 対応	業務要求水 準書	40	第3	4	(2)	イ	(ウ)		「緊急車両用入出庫口は、年間10日、各日4時間・・・使用されるものと想定すること」とありますが、これは緊急車両の使用日時との理解で宜しいでしょうか。	高速道路の出庫車両のために使用される日時となります。
205	敷地北側の 緊急車両用 入出庫口の 対応	業務要求水 準書	40	第3	4	(2)	イ	(ウ)		「なお、緊急車両用入出庫口を繁忙日の高速道への出庫口として運用する場合には、市から交通管理者(港警察署を予定)へあらかじめ連絡を入れる必要がある」とありますが、当日の利用が想定を大幅に上回った場合での緊急的な高速道出庫口運用についてはご検討いただけますでしょうか。	利用予測が大幅に上回った場合でも、事業者の判断により、緊急車両用入出庫口を高速道への出庫口として利用することはできませんので、市と協議していただくことになります。
206	駐車料金徴 収業務	業務要求水 準書	41	第3	4	(2)	ウ			事業者が徴収した駐車料金を名古屋市指定金融機関又は名古屋市収納代理金融機関への払い込み際に、振込手数料は発生しますか。またおいくらでしょうか。	駐車料金を名古屋指定金融機関又は名古屋市収納代理金融機関へお支払いいただく際は、払込書を用いていただきますので、払込手数料は発生しません。
207	徴収した駐車 料金について	業務要求水 準書	41	第3	4	(2)	ウ			徴収した駐車料金を毎日払い込むと記載がありますが、運営上の安全性や効率性により、払い込みの頻度をご提案させていただくことは可能でしょうか。	名古屋市会計規則の規定に従い、翌日払込みを見込んだ提案を行ってください。実際の運用については、事業者と協議のうえ、決定します。
208	駐車料金徴 収業務	業務要求水 準書	41	第3	4	(2)	ウ			駐車料金は1日定額制(平日・土日祝別)とありますが、おおよそいくらの定額を想定されておりますか(釣銭及び釣り札等に影響がある為)。	現行の周辺駐車場と同等の水準である700円以上を想定しています。
209	駐車料金徴 収業務	業務要求水 準書	41	第3	4	(2)	ウ			毎日午前0時～午後12時までの間に徴収した駐車料金とあるが、現地には複数の精算機の設置を予定している為、回収時間が前後しても問題ありませんか。	回収時間が前後することは構いませんが、午前0時～午後12時までに支払われた金額を把握することは可能かと思われますので、その総額を翌日にお振り込みください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
210	駐車料金徴収業務	業務要求水準書	41	第3	4	(2)	ウ			徴収した駐車料金はその翌日に振り込みを行うとなっていますが、クレジットカード・電子マネー等での決済は可能との認識でよろしいでしょうか。また、決済可能の場合、手数料は市負担との理解でよろしいでしょうか。	名古屋市会計規則を遵守した内容の提案を行ってください。実際の運用については、市の規則の変更が可能であれば、事業者と協議のうえ、対応を検討します。
211	警備業務	業務要求水準書	42	第3	4	(2)	エ			モニター等により24時間の監視を行いとありますが、現地の管理事務所で監視を求めているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	一時避難施設	業務要求水準書	42	第3	4	(2)	オ	(イ)		本施設は一時避難施設として活用することを想定されていますが、防災備蓄倉庫の設置のほか、に施設計画の変更を伴う具体的な協力内容があれば、ご教示していただくことは可能でしょうか。	No.147の回答をご参照ください。
213	エリアマネジメントへの参画	業務要求水準書	43	第3	5	(1)				エリアマネジメントに対して、本施設の運営面からの協力・支援を行うとありますが、協議会会費等が必要でしょうか。また、必要な場合どの程度の費用が見込まれますか。	提案上は、費用に算定していただくことなく結構です。会費等は今後の検討事項であり、協議をさせていただきます。
214	敷地西側のインフラ及びその他の既設設備の移設工事区分	業務要求水準書 資料	資料 4-1 4-2 5 9-3							敷地西側にあるインフラ及びその他既設設備の移設工事は、道路左折レーン整備に伴い行う工事と考えてよろしいでしょうか。工事区分をご指示ください。	No.110の回答をご参照ください。
215	商業施設について	業務要求水準書 資料	資料 8-1							商業施設の来台数推計を約42万台としておりますが、どのような商業施設を想定されておりますか。また、開業時期はいつごろを想定しておりますか。	No.158の回答をご参照ください。
216	年間日來台数	資料集	資料 8-1							年間日來台数推計の日毎の内訳予測のデータをいただけますでしょうか。	参加表明書提出者に提供します。
217	業務要求水準書資料8-1について	業務要求水準書 資料	資料 8-1							各日(想定曜日)毎の想定データを開示下さい。	参加表明書提出者に提供します。
218	業務要求水準書資料8-3について	業務要求水準書 資料	資料 8-3							各日(想定曜日)毎の想定データを開示下さい。	参加表明書提出者に提供します。
219	入庫台数に関して	業務要求水準書 資料	資料 9-5							高速・一般道合計利用台数の資料を最大値として判断してよいものか。また閑散期を想定した資料があるのでしょうか。	駐車場利用台数の最大及び閑散期の考え方については、資料8-1、8-2、8-3、8-4をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
220	歩行者デッキ 高さについて	業務要求水 準書 資料	資料 10							上部E断面図の箇所をお知らせください。デッキ天端までは5500以上とありますが、5500+1850で7350以上ということでよろしいでしょうか。	歩行者用デッキを設置することにつき道路管理者等の許可を受けるにあたり、道路面から桁下までの高さを5500mm以上確保する必要があります。要求水準書の資料10に示すとおり、歩行者用デッキは桁高を1850mmと計画していますので、床仕上げレベルは、道路の各部分から7350mm以上となります。
221	歩行者用デッ キ	資料集	資料 10							歩行者用デッキの床仕上げレベルは、任意に設定可能でしょうか。	No.220の回答をご参照ください。
222	周辺施設に ついて	業務要求水 準書 資料	資料 11							名古屋市金城ふ頭駐車場(仮称)の周辺に誘致予定のレゴランドホテルならびにホテルにつきまして、開業時期と客室数などの規模を教えてください。	No.158の回答をご参照ください。
223		業務要求水 準書 資料	資料 11							歩行者動線計画に影響するため、商業施設のデッキの整備時期をご教示ください。 本事業の供用開始時までには整備が完了しているものとして計画して宜しいでしょうか。	商業施設のデッキは駐車場の供用開始までに整備が完了するものとして駐車場を計画してください。
224	周辺施設に ついて	業務要求水 準書 資料	資料 11 資料 12							名古屋市金城ふ頭駐車場(仮称)の周辺に誘致予定の商業施設につきまして、車での来場比率が高いと見込まれる業態がおわかりであればお教えください。	No.158の回答をご参照ください。
225	使用料の考え 方	業務要求水 準書 資料	資料 12							「実施方針に関する質問・回答」のNo126において、工事期間中の事業予定地以外の敷地利用の可能性を示されていますが、土地確保の可能性はどこかでお示しいただけますでしょうか？	No.38の回答をご参照ください。
226	周辺商業施設 駐車場	業務要求水 準書 資料	資料 12-3							レゴランド・商業施設・リニア鉄道館には大規模な駐車場は建築されないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
227	使用料の考え 方	業務要求水 準書 資料	資料 15							運営事業者が壁面広告等を設置する場合の、使用料の考え方があれば教えていただけますか？	事業者による壁面広告設置についての提案は求めておりません。
228	構成員又は 協力企業の変 更	基本協定書 (案)	2	第4 条	1					構成員又は協力企業の変更は、本協定書締結から事業期間の終了時まで可能だと理解してよろしいでしょうか。	発注者が認める場合を除き、構成員及び協力会社の変更はできません。
229	代替企業提 案協力	基本協定書 (案)	2	第4 条	3					「・・・新たな企業を発注者に提案する等、発注者が必要と認める協力をするべく最大限努力する。」とありますが、これはあくまでも努力義務であり、仮に新たな企業を提案できなかったとしても、ペナルティを受けることにはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
230	違約金	基本協定書 (案)	2	第5 条	7					設計施工請負契約又は管理運営協定「いずれかの締結までに」とありますので、基本協定締結から1カ月後の設計施工請負契約を締結すれば、本項の規定に該当しないという理解でよろしいか。	「設計施工請負契約又は管理運営協定のいずれかの締結まで」とは、設計施工請負契約締結までのみならず、管理運営協定締結までの期間も含まれます。したがって、設計施工請負契約を締結した後、管理運営協定締結までに本項のいずれかの事由が生じた場合には、契約を締結しないこととなります。
231	違約金	基本協定書 (案)	2	第5 条	7					「また仮契約を締結している場合であっても本契約としての効力は生じない。」とありますが、「設計施工請負契約」及び「管理運営協定」における「仮契約」と「本契約」の定義をご教示ください。	仮契約・本契約の扱いは、管理運営協定で行う予定であり、市議会で指定管理者の指定議案等が議決される前の段階で締結される仮の契約を「仮契約」といい、これ自体では具体的な権利義務を生じるものではなく、当該議決がなされたことをもって初めて契約上の権利義務を生じるという効果が発生する、すなわち、本契約として効力を発することとなります(管理運営協定書(案)1ページ前文参照)。なお、設計施工請負契約は、締結時から本契約ですが、駐車場の施設譲渡議案が市議会で否決されれば解約することとなります。
232	落札者決定後の資格喪失	基本協定書 (案)	3	第5 条	7					「代表企業を除く落札者の構成員につき次の各号のいずれかに…」とありますが、入札説明書17頁の「7.落札者決定後の資格喪失等(2)」では「落札者の構成員が次の事由に該当した場合で…」とあり、代表企業が除外されておりません。入札説明書と整合を取り、「代表企業を除く」の削除をお願いいたします。	基本協定書(案)第5条第7項中「代表企業を除く」を削除する修正をします。
233		基本協定書 (案)	3	第5 条	7					「当該事由の生じた構成員と同等以上の能力・実績を有する新たな企業を落札者の構成員として追加することにより、」とありますが、入札説明書に定める応募者の参加資格要件等を満たす者であれば構成員として追加できると考えてよろしいでしょうか。	参加資格要件等を満たすことが前提となりますが、能力その他も含め総合的に勘案したうえで判断します。
234	管理運営協定否決と設計施工請負契約の関係	基本協定書 (案)	3	第5 条	8					「既に締結した設計施工請負契約書についてはその扱いにつき、誠実に協議」とありますが、管理運営協定不成立をもって設計施工請負契約が解約されることはないかと理解してよろしいでしょうか。管理運営協定の議決の時点では、設計・建設業務は一定の段階まで進捗しておりますので、設計施工契約の解約は見合わせていただきたくお願いいたします。	設計施工請負契約の解約については、管理運営協定の不成立そのものを要因とするのではなく、同協定不成立の要因となった市議会の否決の内容により、必要に応じて協議を実施のうえ対応することとなります。
235	違約金支払に係る「落札者の責めに帰すべき事由」の解釈	基本協定書 (案)	3	第7 条	1					入札説明書17頁の「7.落札者決定後の資格喪失等」に基づき、本項の「落札者の責めに帰すべき事由」は第5条第7項(1)～(3)に限定され、資格喪失は当該事由には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	落札者の責めに帰すべき事由については、特に限定、明示をしていません。
236	違約金に係る連帯責任	基本協定書 (案)	3	第7 条	1					「落札者の構成員は連帯して…違約金を支払う」とありますが、違約金はあくまでも帰責者が負担するものですので、「連帯で支払う」ではなく「帰責者が支払う」と修正いただきたくお願いいたします。	違約金の支払責任は、落札者の構成員が連帯して負っていただきます。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
237		基本協定書 (案)	3	第7 条	1					設計施工請負契約は締結されたが、その後管理運営協定の締結に至らなかった場合については、設計施工請負契約は有効であると解釈されますので、この場合は維持管理運営費(年額)の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払うと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第7条第1項の提案金額は、入札金額(設計施工費)と維持管理運営費の提案額(年額)の合計とします。No.240の回答もご参照ください。
238	違約金	基本協定書 (案)	3	第7 条	1					事業契約が不調となった場合、「落札者の各構成員は、連帯して、本事業に係る提案金額の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う」とありますが、この「提案金額」とは、様式14「入札書」に記載する金額(維持管理及び運営に係る費用は含まない。)という理解でよろしいでしょうか。	No.237の回答をご参照ください。
239	違約金	基本協定書 (案)	3	第7 条	1					「落札者の責めに帰すべき事由により、設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合」とあります。 基本協定締結より1カ月後の設計施工請負契約の締結後、管理運営協定の締結前に、維持管理運営事業予定者が事業契約第5条第7項各号に該当した場合、同項の規定により代替企業を新たな構成員として追加して発注者が認めた場合は、違約金の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新たな構成員として追加した代替企業との間で管理運営協定が締結されれば、適用されません。
240	事業契約の不調	基本協定書 (案)	3	第7 条	1					落札者の各構成員が連帯して支払う違約金が、提案金額の100分の10に相当する金額というのは、想定される設計施工請負費と管理運営費の金額が著しく相違することを鑑みると、設計施工と管理運営が別個の構成員で行う場合、極めて一方にかかる負担が大きいと憂慮されます。 つきましては連帯条項を削除、もしくは違約金の金額を各業務の提案金額にするなどの検討をお願いいたします。	連帯条項については、グループとして誠実に契約を締結する義務を履行していただくためのものです。ただし、金額については、ご指摘の趣旨を踏まえて、既に設計施工請負契約が締結され、解除されない場合は、当該部分に係る違約金については減額する方向で基本協定(案)を修正します。 No.237の回答もご参照ください。
241		基本協定書 (案)	3	第7 条	2					合理的な範囲において発注者が負担する費用には事業者が支出した提案に要した費用も含まれると考えてよろしいでしょうか。	落札者決定後、落札者が設計及び建設業務又は維持管理及び運営業務の準備に関して支出した費用が対象であり、提案に要する費用は対象となりません。入札説明書8ページ 第3 3.(2)をご参照ください。
242	事業契約不調	基本協定書 (案)	3	第7 条	2					この項にある「発注者の責めに帰すべき事由により…(略)…設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合、…(略)…合理的な範囲において発注者が負担する」とありますが、合理的な範囲とは具体的にどのような範囲なのでしょう。いわゆる支出した実費は少なくとも合理的範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「合理的な範囲」については、発生した事案、当該支出と準備行為との関係性等に即して個別、具体的に判断することになりますので、あらかじめ特定することは困難です。
243	事業契約不調	基本協定書 (案)	3	第7 条	3					「発注者又は落札者のいずれの責めに帰すべき事由失くして設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合」とは、事業を進めるうえで避けられない日照等の近隣への影響や地中埋設物等のこの敷地で本事業を企画した名古屋市や公社が本来負うべき問題は、発注者の責めに帰す事由として、設計施工約款案40条の協議に応じて頂けるということでよろしいでしょうか。	ご指摘のような事項は発注者の責めに帰すべき事由ではなく、不可抗力等により事業が中止あるいは延期された場合の措置であり、この場合はお互いに損害の負担を行いません。また、設計施工請負契約が締結される以前においては、当該契約の条項が適用されるということもありません。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
244	事業契約不調	基本協定書 (案)	3	第7 条	4					締結できなかった場合の書類等の取り扱いについては、その解除に伴う損害金の清算と合わせて協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問が書類の返却、著作権等の帰属に関する協議という趣旨であれば、ご理解のとおりです。損害金の扱いは、基本協定書(案)第7条第1～第3項によります。
245	記名押印者	基本協定書 (案)	5							記名押印者が「代表取締役」となっておりますが、入札参加資格者名簿登載者が代表取締役ではない場合、参加表明書類及び設計施工請負契約書、管理運営協定書と同様に、基本協定書も当該登載者の記名押印として構わないでしょうか。	基本協定、設計施工請負契約及び管理運営協定の締結者は、法人の代表者から委任された支店長等でも構いませんが、その場合は、当該契約に関する権限の委任状が必要です。なお、入札説明書等の補足説明(平成26年5月7日公表)1.に記載した委任状の作成例は、入札と事業提案に関することの委任であるため、契約に関する権限は別途の扱いと考えています。
246	関連工事及び関連業務の調整	設計施工請負契約書 (案)	2	第3 条						入札説明書p.4 (1) 市の実施する業務①～③に記載の業務以外に、当工事への影響を及ぼす関連工事はございますか。	市が行う関連工事はありませんが、周辺においてレゴランド整備、商業施設整備の工事が想定されます。
247	内訳書、単価合意書	設計施工請負契約書 (案)	3	第5 条						「内訳書は発注者及び受注者を拘束するものではない。」、「単価合意書は…(略)…発注者及び受注者を拘束するものではない。」とありますが、内訳書と単価合意書は何に使われるのかご教示願います。	内訳書、単価合意書に記載された数量、単価、合意条件のとおりに施工し、又はその施工を強制するものではないという意味であり、第1条第3項の「受注者がその責任において定める」にあるとおり、いわゆる自主施工の原則を変更するものではないという趣旨です。ただし、請負代金額の変更方法等(第35条第1項)、不可抗力による損害(第41条)、部分払い(第48条7項)、部分引渡し(第49条)など、他の条項において算定基礎として使用することがあります。
248	単価合意書	設計施工請負契約書 (案)	3	第5 条						請負金額決定のプロセスにおけるリスク検討のため、単価合意書の雛形をご提示願います。	単価合意書については、「(様式15)入札価格内訳書」を基礎として、落札者決定後に具体的な積算項目等について協議のうえ決定することとしており、提示できる雛形というものは特にありません。
249	著作権の譲渡等	設計施工請負契約書 (案)	4	第9 条	4					「…また、第1条第5項の規定にかかわらず…」とありますが、参照先が別条項と思われます。ご確認ください。	「第7条第1項」に修正します。
250	建設業務に伴う近隣対策	設計施工請負契約書 (案)	6	第14 条						第6項「近隣対策の結果、受注者に生じた費用については、受注者が負担する。」とありますが、合理的に要求される範囲を超えて必要となった近隣対策に起因する費用の負担については第3項に基づき「受注者と発注者で協議するものとする。」と理解して宜しいでしょうか。	第3項は、近隣対策に直接要した費用(対策工事費、調査費等)について、その態様、程度、発生経緯等を勘案して発注者、受注者協議により定めるものとしています。一方、第6項は、対策に直接要した費用以外で、受注者に間接的に生じた費用(対策に関わった職員の人件費、延滞期間に係る人件費・間接経費等)について、受注者の負担としています。 No.112の回答もご参照ください。
251	建設業務に伴う近隣対策	設計施工請負契約書 (案)	6	第14 条	6					「受注者に生じた費用…(略)…受注者が負担する」とありますが、「費用負担については、発注者と受注者で協議するものとする」に変更をお願いします。(第14条3との差異についてご教示をお願いします)	No.250の回答をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
252	管理技術者等に対する措置請求	設計施工請負契約書(案)	9	第20条	1					「・・第14条第3項の規定により・・」とありますが「第10条第3項」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
253	支給材料及び貸与品	設計施工請負契約書(案)	11	第25条	1					「・・(以下、発注者が受注者に支給するものを「支給品」といい・・)」とありますが「支給材料」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
254	要求水準書、設計図書の変更	設計施工請負契約書(案)	13	第29条	2					「・・この場合、かかる承諾の手続きは第17条第4項から第7項までの・・」とありますが「第13条第4項から第7項」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
255	履行期間の変更方法	設計施工請負契約書(案)	15	第34条	2					「・・(第36条の場合にあっては・・)」とありますが「第32条」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
256	請負代金額の変更	設計施工請負契約書(案)	15	第35条	2					「～ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から14日以内に～」を第34条2項、第36条8項及び名古屋市工事請負契約約款第23条2項同様「～7日以内に～」にさせていただきようご検討ください。	ご指摘を踏まえ、設計施工請負契約書(案)を修正します。
257	物価変動	設計施工請負契約書(案)	15	第36条	1					「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認めたとき」とありますが、水準はどの指標を採用するかで大きく変わってきますので、具体的にどの指標であるかを明示して頂けますか。例えば、国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価」や「建設工事デフレーター」など指標。	No.34の回答をご参照ください。
258	物価変動	設計施工請負契約書(案)	15	第36条	6					「日本国内において急激なインフレーション又はデフレーション」とありますが、具体的にどの指標を以てインフレ・デフレと判断されるのかご教示ください。	No.34の回答をご参照ください。
259	一般的損害	設計施工請負契約書(案)	17	第39条						「・・ただし、その損害(第70条第1項の規定により・・)」とありますが「第65条第1項」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
260	第三者に及ぼした損害	設計施工請負契約書(案)	17	第40条	2					「～ただし、合理的に予見できるものについては受注者の負担とする。」は名古屋市工事請負契約約款第28条2項には無い規定であります。今回改めて追加された理由とはなんのでしょうか。名古屋市請負契約約款通りに、ただし書き以下を削除していただけますようご検討をお願いします。	通常、市が施工業務を単独発注する場合は、実施設計に基づき詳細な施工条件等を課したうえで発注することになり、この場合は、発注者側が第三者損害に関するリスクを熟知しています。一方で今回のような設計施工一括発注の場合は、受注者側の裁量が大きいために、発注者において設計施工に起因するリスクを予め把握することが困難です。そのため、提案で採択した施工方法等から合理的に予見できる範囲については、そのリスクを見積もることができる受注者側に転嫁しています。
261	第三者に及ぼした損害	設計施工請負契約書(案)	17	第41条	3					事業を進めるうえで避けられない、合理的に予見できない地中障害等の問題は、発注者の責めに帰す事由として、設計施工請負契約約款案41条3の協議に応じて頂けるということでしょうか。	合理的に予見できないような地中障害物(不発弾、大規模コンクリート塊等)については、実施方針に関する質問・回答No.10にあるとおり、公社の責めに帰す事由ではない一方で、公社がリスクを負担することを前提に、協議により負担額を決定するものとしています。なお、この場合の根拠条項は請負目的物等に対する損害を規定した第41条のほか、第73条(不可抗力に関する協議)、第74条(不可抗力による増加費用・損害の扱い)が適用される場合があります。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
262	天災等	設計施工請負契約書 (案)	17	第41 条						天災等に合理的に予見できない地中障害も含まれ、それに係る費用についても発注者負担という理解でよろしいでしょうか。	No.261の回答をご参照ください。
263	不可抗力	設計施工請負契約書 (案)	18	第41 条	5					「～不適当な場合には、発注者が算定する。」とありますが、名古屋市工事請負契約約款29条5項には、「～発注者と受注者が協議して定める。」と定められています。今回変更された理由とはなんでしょうか。名古屋市請負契約約款と同様に通りに、「～発注者と受注者が協議して定める。」と変更していただくようお願いします。	損害の算定は、原則として事前に発注者、受注者で協議・合意した単価合意書に基づき行うため、改めて損害額の算定につき協議を不要としているものです。ただし、不可抗力による損害の態様が事前に定めた単価合意書に基づく算定と著しく乖離する場合も考えられますので、発注者による裁量を残しています。なお、不可抗力により施工方法の一部変更等が必要となる場合は、第73条(不可効力に関する協議)、第74条(不可効力に関する増加費用・損害の扱い)の対象となり、この場合は協議事項としていますので、念のため申し添えます。
264	部分引渡し	設計施工請負契約書 (案)	21	第49 条	2					部分引渡しに係る請負代金の額は「指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金額／請負代金額)」にて算定することとなっていますが、算定式中の「前払金額」とは「施工費相当額」に係るもので、設計費相当額は、入札説明書の別紙1(3-(1)-イ-(イ))に基づき設計成果物の引渡し後に全額一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	設計費相当額については前払いの対象とせず、限度額の範囲内で一括払いとなります。
265	前払金等の不払に対する 工事中止	設計施工請負契約書 (案)	22	第52 条	1					「・・・発注者が第48条又は第49条において準用される第44条の規定に基づく・・・」とありますが「第46条又は第48条又は第49条において準用される第44条」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
266	賠償金について	設計施工請負契約書 (案)	25	第57 条						第57条第1項(3)に定める納付命令又は排除措置命令は、本事業に関することでしょうか。それとも本事業以外の場合も含むのでしょうか。	本事業以外も含みます。
267	解除権	設計施工請負契約書 (案)	25	第58 条	2					「～既に受注者において着手している一切の業務に関する対価の支払いを行わない。」とありますが、名古屋市工事請負契約約款43条2項には、発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と定められています。今回変更された理由とはなんでしょうか。名古屋市請負契約約款と同様に通りに、「発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と変更していただくよう、ご検討をお願いします。	「～すでに受注者において着手している一切の業務に関する対価の支払いを行わない。」との記載は、本契約第58条第2項及び別紙3の規定により、同項に定める場合には、今回の建設代行に際して、市の予算措置により具体的な損害補てんとして設計費268百万円までを上限として支払うことを想定しています。従って、設計施工請負契約が締結され議決が行われるまでの間については、当該設計費相当額(但し支払限度額268百万円を限度とする。)を支払うことを条件とした解約権を特別に設定しています。したがって、受注者においてもこの解約オプションの発生を念頭に工事スケジュールを設定していただくようお願いします。なお、契約前の準備行為として行った業務については、基本協定第7条により協議、予算措置のうえ、負担の対象としています。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
268	法令変更による契約解除	設計施工請負契約書(案)	25	第59条	1					「・・第76条第2項に基づき・・」とありますが「第71条第2項」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
269	発注者の任意解除権	設計施工請負契約書(案)	26	第61条	1					「・・第61条第1項及び・・」とありますが「第59条第1項」との理解でよろしいでしょうか。	「第56条第1項」です。設計施工請負契約書(案)を修正します。
270	条文の確認	設計施工請負契約書(案)	27	第64条						第1項に「受注者がこの約款に関して第62条第1項各号…」とありますが、第57条第1項各号の誤植でしょうか。ご確認をお願いします。	ご指摘のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
271	談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	設計施工請負契約書(案)	27	第64条	1					「受注者がこの約款に関して第62条第1項各号のいずれかに・・」とありますが「第57条第1項各号」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
272		設計施工請負契約書(案)	30	第72条						消費税の増額の場合は本事業に直接関係する法制度の変更である場合に該当し、発注者が増加費用を負担するものと理解してよろしいでしょうか。	消費税については、本条ではなく第80条が適用されます。設計施工請負契約締結時点で予測不可能な新たな負担は、発注者負担となります。
273	支払限度額、出来高予定額	設計施工請負契約書(案)	別紙3	第1条						仮に設計施工費が入札予定価格で決定した場合、各会計年度の「支払限度額」、「出来高予定額」の想定額をご教示ください。	設計費の支払限度額268百万円以外に具体的に想定しているものはありません。落札者の提案を基礎として設定することを予定しています。
274	前払金	設計施工請負契約書(案)	別紙3	第2条	1					「契約書記載の工期の末日(この約款を締結した会計年度以外の会計年度においては当該年度の4月1日)と読み替えて・・」とありますが、平成27年度及び平成28年度に請求することが出来る前払金の保証期限を具体的にご教示ください。	平成27年度及び平成28年度の各年度における前払金の保証期限は各年度の末日です。設計施工請負契約書(案)別紙3の第2条第1項中「(この約款を締結した会計年度以外の会計年度においては当該年度の4月1日)」を「最終会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」に修正します。
275	前払金等の特則	設計施工請負契約書(案)	別紙3	第2条	1					「この約款の前払金については、約款第51条第1項中・・」とありますが「第46条第1項中」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)を修正します。
276	前払金等の特則	設計施工請負契約書(案)	別紙3	第2条	4					「前会計年度末における請負代金額相当額」とは「前会計年度末における出来高部分に相応する請負代金相当額」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工請負契約書(案)別紙3の第2条第4項中「前会計年度末における請負代金相当額」を「前会計年度末における約款第48条第1項の請負代金相当額(以下この項において「請負代金相当額」という。)」に修正します。
277	業務の範囲	管理運営協定書(案)	3	第9条	3					「市と事業者の協議により、事業者は事業提案に記された水準により業務を実施しなければならない」に変更をお願いします。	管理運営協定書(案)の内容を遵守していただくことが前提で、さらにそれを上回る提案があった場合にはそれに従うこととする趣旨ですので、原案のとおりとします。
278	業務の内容等の変更	管理運営協定書(案)	3	第10条						本条に基づき業務の内容等が変更された場合、変更内容に応じ指定管理料も見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙2の3をご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
279	検査について	管理運営協 定書(案)	5	第13 条	2					事業者は、駐車券等の発行後直ちに検査を受けるとあるが、発行とはどのような定義でしょうか。また、直ちにとはどの程度の頻度でしょうか。	回数券や定期券の発行を想定した条文です。供用開始後、当面の間は回数券や定期券の発行を想定しておりませんので、提案時には考慮していただかなくて結構です。
280	使用後駐車 券の取扱につ いて	管理運営協 定書(案)	5	第13 条	4					市により使用後駐車券等と収入関係書類等との取扱いにかかる帳票とを突合しと記載がありますが、事業者として使用後駐車券を廃棄せず市に提出するという解釈でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。使用済駐車券については市による出納状況検査後に廃棄していただくこととなります。
281	指定管理料 の支払い	管理運営協 定書(案)	6	第15 条	2					「・・市と事業者が別途締結する年度協定書において・・」とありますが「年度協定書(案)」の公表をお願いします。	管理運営協定締結後に、事業者と協議のうえ、作成します。
282	本指定の取 消し等	管理運営協 定書(案)	9	第25 条	1	(1)				「事業者が、市長の指示に従わないとき」とありますが、当該指示は入札説明書等及び管理運営協定書に基づく合理的な指示との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	本指定の取 消し等	管理運営協 定書(案)	10	第25 条	1	(4)				「事業者が、業務を行うあたり、市の指示に従わず・・」とありますが、当該指示は入札説明書等及び管理運営協定書に基づく合理的な指示との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	本指定の取 消し等	管理運営協 定書(案)	10	第25 条	3、 4,5					「・・第1項(各号)の規定により・・」とありますが「第1項(7)」による本指定の取消し等は事業者の責めによるものではないため、第3項から第5項で定める違約金、賠償負担等の対象から外して頂きたい。	管理運営協定書(案)第25条第1項(7)による指定の取消しによって発生した損害、損失等については、事業者と協議のうえ、市が負担することとし、管理運営協定書(案)を修正します。
285	指定の取消し について	管理運営協 定書(案)	10	第25 条						同条第1項(7)「駐車場を公の施設として廃止するとき」やその他市の都合等により指定の取消しがなされた際に、事業者に損害・損失や増加費用が生じた場合は、市にご負担いただけるという解釈でよろしかったでしょうか。	No.284の回答をご参照ください。
286	ホームページ の作成	管理運営協 定書(案)	12 別紙5	第31 条	3					ホームページの作成について、既存の自社HPを活用した運営も可能という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
287	エリアマネジメ ント協議会	管理運営協 定書(案)	13	第33 条	2					エリアマネジメント協議会において、対策にかかる費用などが発生する場合は別途ということでしょうか。	エリアマネジメントで対応する業務については、指定管理者の業務範囲ではありません。指定管理者に当該業務を発注することがあり、その場合は指定管理料とは別に負担します。
288	業務計画等 の提出	管理運営協 定書(案)	13	第35 条	2					「事業者は、毎年度、第4条第3項に定める・・」とありますが「第4条第4項」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	調査、是正勸 告	管理運営協 定書(案)	15	第39 条	2					「・・業務の水準が要求水準書や事業計画書が定める水準に・・」とありますが「事業計画書」とは「事業提案書」との理解でよろしいでしょうか。	管理運営協定書(案)第35条第1項に定める業務計画書をいいます。管理運営協定書(案)を修正します。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
290	協定書の変更	管理運営協 定書(案)	17	第48 条						本条に基づき協定書の内容が変更された場合、変更内容に応じ指定管理 料も見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙2の3をご参照ください。
291	情報取扱注 意項目	管理運営協 定書(案)	別紙3							「情報取扱注意項目(第16条関連)」とありますが「(第18条関連)」との理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	責任分担	管理運営協 定書(案)	別紙4							本表に「運営費の上昇」についての責任分担はありますが、「維持管理業 務費の上昇」についての記載がありませんので、追加してください。	入札説明書別紙2「指定管理料の基本的な考え方」3イを参照してくださ い。
293	水光熱費単 価リスク	管理運営協 定書(案)	別紙4							運営費の上昇ですが、水光熱費の単価リスクについては貴市にて負担して いただけると理解してよろしいでしょうか。指定管理期間中の水光熱費単価 リスクを事業者が負担することは困難です。	No.93の回答をご参照ください。
294	廃棄物の最 終処分場単 価リスク	管理運営協 定書(案)	別紙4							運営費の上昇ですが、廃棄物の最終処分場における引取り単価の変動リ スクは貴市にて負担していただけると理解してよろしいでしょうか。極端な変 動が発生する可能性もある一方で、この価格変動は特定地域だけで発生 することもあり事業者での予測が困難です。	No.93の回答をご参照ください。
295	施設・設備の 損傷	管理運営協 定書(案)	別紙4							施設・設備の損傷について利用者等が損傷した場合、帰責者が特定でき るものについては帰責者負担と理解してよろしいでしょうか。	No.186の回答をご参照ください。
296	責任分担	管理運営協 定書(案)	別紙4	※注						注記で参照する別紙は、入札説明書別紙2「指定管理料の基本的な考え 方」であると思われますので、修正して頂けますか。	管理運営協定書(案)別紙4を修正します。
297	ホームページ 開設に関して	管理運営協 定書(案)	別紙5		2	(1)				ホームページの作成・維持管理は全て事業者の負担でおこなう解釈でよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	ホームページ 作成・運営に ついて	管理運営協 定書(案)	別紙5		3					「名古屋市ウェブサイト運営ガイドライン」について開示をお願いします。	「名古屋市ウェブサイト運営ガイドライン」は、参加表明書提出者に開示しま す。なお、本ガイドラインは指針を定めたものであり、ウェブサイトを作成す る上での参考として用いて下さい。管理運営協定書(案)別紙5を修正しま す。
299	ホームページ 作成・運営に ついて	管理運営協 定書(案)	別紙5		3					電子情報保護対策第16条および第17条について「措置について必要な事 項は、規則で定めるところにより、実施機関が定める」の内容の開示を願 いします。	ご質問の「電子情報保護対策第16条および第17条」とは、「名古屋市情報 あんしん条例第16条及び第17条」を指しているものと推察しますが、それら の条文は物理的又は技術的情報保護対策について、実施機関である市長 等が果たすべき責務について規定したものです。指定管理者の責務につ いては、同条例第11条及び第12条に規定されておりますので、そちらをご 参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
300	ホームページ 作成・運営に ついて	管理運営協 定書(案)	別紙5		3					ウェブアクセシビリティ方針については「JIS X 8341-3:2010」の等級AAに一部準拠することを目標にページの作成及び更新を進めてまいります。」とありますが、完全準拠は困難ですので目標でよろしいでしょうか。	完全準拠が難しい場合は、市にその理由を報告して下さい。その場合でも、基準を満たしていることを確認するための試験を実施し、その試験結果を公開して下さい。
301	運営開始準備行為	管理運営協 定書(案)	別紙6							「運営開始準備行為(第33条関連)」とありますが「(第34条関連)」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	要求水準満 足の確認	落札者決定 基準	1		2	(2)				「業務要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する」とありますが、応募者は様式10「業務要求水準に関する確認書」を提出して、要求水準を満たすことを誓約いたします。従って、事業提案書では要求水準書に記載された事項全てに言及していなくても失格にはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	落札者決定 基準	落札者決定 基準	4		4					「管制機器設置費」「維持管理・運営費」などの費用についての評価は「ライフサイクルコストの縮減」項目で評価されると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
304	入札価格の 確認	落札者決定 基準	4		4	(1)	ア			「予定価格の範囲であるかの確認」とありますが、低入札調査基準価格や最低制限価格等の設定はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	応募者の経営の健全性の 確認	落札者決定 基準	4		4	(1)	イ			応募者の経営の健全性については総合評価の対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	応募者の経営の健全性は基礎審査事項です。
306	要求水準満 足の確認	落札者決定 基準	5		4	(1)	ウ			「個々の提案事項に矛盾や齟齬がなく」とありますが、誤字・脱字、明らかに誤記だとわかる間違い等は、許容いただき、修正の機会を頂けないでしょうか。	ご質問の記載事項の後に「意思表示が明確であること。」としており、明らかな誤字など記載内容が理解できる程度のものであれば、失格としません。
307	採点基準	落札者決定 基準	6		4	(2)	イ			応募者の評価は、選定会議の各委員の評価の平均から算出されるのでしょうか、それとも選定会議での審査によりA～Dに決定されるのでしょうか、ご教示ください。	審査方法、採点方法については、評価員会の意見を聞いたうえで選定会議で定めることとしており、まだ決定しておりませんが、各評価員の採点を基に選定会議で選定することを想定しております。 No.23の回答もご参照ください。
308	評価の視点、 配点	落札者決定 基準	6		4	(2)	ウ			評価項目ごとに複数の評価視点がありますが、それぞれに点数が振り分けられ、積み上げた結果が各項目の得点となるのでしょうか。その際、各評価視点毎の配点をお示し願います。そうでない場合、各視点毎の評価と各項目毎の評価の考え方、もしくは計算式をお示しください。 例えば、(f) 8ライフサイクルコストについては15点の配点がございいますが、設備、建築、維持管理、コストと評価の視点が5項目あります。それぞれの評価方法を提示願います。	複数の評価視点に点数を振り分けて積み上げるのではなく、複数の評価視点をもとに提案内容を審査し、総合的に評価する予定です。従って、項目ごとの評価の考え方や計算式はありません。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
309	渋滞抑制	落札者決定 基準	7		4	(2)	ウ	(b)	2	その他周辺道路における渋滞の抑制を実現するための工夫とありますが、場内の対策という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。周辺道路における渋滞を抑制するための場内の対策のことです。
310	評価の視点 (景観)	落札者決定 基準	8		4	(2)	ウ	(e)	7	「地区内の大規模建築物となることを想定して、周辺への圧迫感の排除に努めているか。」となっていますが、南側隣接地に新設される商業施設との関連が留意されます。現在進められている計画規模と配置の概要をご提示願います。	No.121の回答をご参照ください。
311	「任意提案」 及び「その他」	落札者決定 基準	8		4	(2)	ウ			「その他(g)」の「No.9任意提案」及び「No.10その他」はそれぞれどの様式に記載すればよいか、ご指示願います。	「任意提案」については、様式集6ページ 第2 5(2)ケに示す方法で設計・建設計画提案書に記載してください。 「その他」については、審査において他の評価項目に該当しないが、特に評価すべきと判断したものについての評価となりますので、特段記載箇所の指定はありません。
312	建設業務での 評価	落札者決定 基準及び様 式集								建設業務については、落札者評価項目及び、様式集に記載される事業提案書内に於いて、評価される具体的項目が見当たりません。 落札者決定のための審査としては、評価項目ではないとの理解で宜しいでしょうか。	落札者決定基準4 (2) ウに掲げる表の「関係業務」欄に「建設」とある評価項目で評価の対象とします。様式集においても、これらの評価を行うため、第2 5 (2)ア～スの書類、同(5)提案図面などが、直接「建設」に該当する提案書になります。
313	提出書類の 使用ソフト	様式集	2	第1	5	(3)				「(*)印のついた様式は、Microsoft Excelにより作成し、」とありますが、保存形式は2010以降でよろしいでしょうか。	2010又はそれ以前の形式で保存してください。
314	一般的事項	様式集	3	第2	1					各様式でページが複数にわたる場合にはページ下の中央に全ページがわかる形で通し番号をつけることとありますが、ここでの各様式とは様式がない場合は、「事業計画提案書」「設計・計画提案書」「維持管理・運営計画提案書」「提案図面」「任意添付資料」単位に通し番号をつければよろしいでしょうか。	事業提案書については、「事業計画提案書」「設計・建設計画提案書」「設計概要書」「維持管理・運営計画提案書」「駐車場管理機器設置見積書」「維持管理・運営に係る費用見積書」「長期修繕計画書」「任意添付資料」の順にまとめて、表紙をつけ左側を綴じたくえで、全体で通し番号を付けてください。「提案図面」は別冊として通し番号を付けてください。
315	提出書類	様式集	2	第2	1	(2)				使用する用紙のサイズ等において、様式任意の提出資料の枚数制限が設けられていません。 環境配慮等の観点から、提案書全体での枚数制限を設けていただくようご再考願います。	枚数の制限は設けません。ただし、提案書の説明等は簡潔に記載し、わかりやすいものとしてください。
316	提出書類(有 価証券報告 書)	様式集	3	第2	4					「応募各社及び協力各社は、…(略)…提出すること」とありますが、応募各社及び協力会社がそれぞれ個別に提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札書提出時にまとめて提出してください。
317	提出書類(有 価証券報告 書)	様式集	3	第2	4					最近3期の中で上場(または上場廃止)となった場合における提出書類は、どのようにすれば良いでしょうか。	落札者決定基準の4(1)イ応募者の経営の健全性の確認に必要な書類として、報告書を作成していない場合は税務申告書の該当箇所の写しを提出してください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
318	提案書の形式	様式集	3	第2	5					事業提案書の文字サイズ、図表内・図面内の文字サイズ等について、指定はありますか？また綴じ方の指定はありますか？(2つ穴リングファイルなど)	事業提案書については、文字サイズの指定はありません。ただし、分かりやすさ、見やすさに配慮し作成してください。綴じ方についても左綴じ以外の指定はありません。
319	事業提案書	様式集	3	第2	5					使用する文字の大きさについての規定がありませんが、任意との理解でよろしいでしょうか。	No.318の回答をご参照ください。
320	提案書の枚数制限	様式集	4	第2	5					事業計画提案書、設計・建設計画提案書、維持管理・運営計画提案書について、枚数制限がありませんが、競争の公平性確保のため、枚数制限を設けて頂けないでしょうか。	No.315の回答をご参照ください。
321	事業提案書提出部数	様式集	4	第2	5					事業提案書は正副の別無く20部提出との理解でよろしいでしょうか。また、(様式16)は提出書冊子には綴じこまず、提案書に添付して提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	提案書の形式	様式集	3	第2	5	(1) (2) (3)				各提案書において、カタカナ項目(設計・建設計画提案書であれば:ア～ス)の並び順は自由に変更可能と考えてよろしいでしょうか？また各カタカナ項目について、提案書内でどの項目について提案しているのか等を示す必要はありますか？	同じ図面を使って2つの項目を関連付けて説明をする場合等、構成上並びを変えた方が良い場合は並び替えることも可能ですが、極力様式集の順で作成してください。また、どの項目の説明であるかわかるようにしてください。
323	事業提案書	様式集	3	第2	5	(2) (3)				提案書において、(2)設計・建設計画提案書ア～スの各項目の順序を入れ替えて記載することは可能でしょうか。例えば、ケ提案施設計画をスの後ろとする。同様に、(3)維持管理・運営計画提案書ア～キの順序を変えることも可能でしょうか。	No.322の回答をご参照ください。
324	再委託先等の記載方法	様式集	4	第2	5	(1)	イ			事業実施体制記載方法のうち、再委託先等については様式3には記載しませんので、応募者にて企業名を記載しない方法を自由に選定して良いとの理解でよろしいでしょうか。	「再委託先A」「〇〇業務委託先」等、分かりやすい方法で記載してください。
325	提案書記載指示	様式集	6	第2	5	(2)	ケ			「事業計画(事業方針、事業スキーム、収支計画等)」については、維持管理・運営計画提案書に記載することとありますが、「維持管理・運営計画提案書」の「エ任意提案事業運営計画」に記載すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	工期短縮の評価	様式集	6	第2	5	(2)	ス			「工期の短縮に資する効率的な施工計画・・・」とありますが、工期短縮で平成29年3月1日より早い供用開始を可能とする提案を行った場合は、落札者決定基準の「性能等の評価項目」の「1 業務の効率性・スケジュール」若しくは「10 その他」で評価されると理解してよろしいでしょうか。	個別の評価についてはお答えできません。落札者決定基準に掲げる評価視点をもとに提案者で判断してください。
327	駐車需要の変動への維持管理・運営面での対策	様式集	7	第2	5	(3)	ウ			「完成機器の利用等」は「管制機器の利用等」と読み替えるものとして宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集を修正します。
328	提案書の形式	様式集	3	第2	5	(4)				(4)は抜け落ち項目で、内容の記載は特に無しと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。様式集を修正します。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
329	任意添付資料の枚数制限	様式集	9	第2	5	(6)				任意添付資料について、枚数制限がありませんが、競争の公平性確保のため、枚数制限を設けていただけませんか。	No.315の回答をご参照ください。
330	提出書類	様式集	9	第2	5	(6)				「指定した項目以外にアピールしたい点がある場合は、その内容を簡潔に記載したものを添付することができる。」とあります。用紙が複数枚にわたることも可能でしょうか。	No.315の回答をご参照ください。
331	駐車場管制機器設置費について(駐車場管制機器設置費見積書)	様式	様式18	(1) (2)						管制機器本体・設置据付費のほかに、管制機器の設定・調整等の費用が発生しますが、これらについても管制機器設置費に含まれるという考え方でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	維持管理・運営に係る費用見積書1	様式	様式19-1							維持管理・運営期間はちょうど10年にはならないと検討いたしますが、単年度平均は、事業期間合計を10で除した金額を記入すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	維持管理・運営に係る費用見積書1	様式	様式19-1							維持管理費用の業務項目は、業務要求水準書P1(2)②維持管理業務ア～キの業務毎に記入すればよろしいでしょうか。	原則、要求水準書に示す業務毎に記載してください。
334	維持管理・運営に係る費用見積書1	様式	様式19-1							運営費用の業務項目は、業務要求水準書P1(2)③運営業務ア～カの業務毎に記入すればよろしいでしょうか。	原則、要求水準書に示す業務毎に記載してください
335	維持管理・運営に係る費用見積書1	様式	様式19-1							業務要求水準書P2(2)④エリアマネジメントへの参画及び⑤その他これらを実施する上で必要な関連業務に関する費用は、本様式に記入すればよろしいでしょうか。	エリアマネジメントへの参画及びその他これらを実施するうえで必要な関連業務にかかる費用については運営費用に記載してください。
336	維持管理・運営に係る費用見積書1	様式	様式19-1							維持管理・運営に係る費用は、資料8の台数推計値を前提として見積もればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	消費税について(維持管理・運営に係る費用見積書1)	様式	様式19-1	(1)						総括表記載の消費税相当額の計算方法ですが、現在の8%で計算した金額を記載すればよろしいでしょうか。2015年10月以降は10%に引き上げられる想定で計算すべきでしょうか。	現在の8%で計算し記載してください。
338	開始準備の費用	様式	様式19-2							要求水準書44頁記載の「維持管理・運営の開始準備」に要する費用は、初年度(平成29年度)に計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	記載金額	様式	様式19-2							様式19-2には消費税抜きの金額のみを記載し、消費税相当額は記載する必要はないと理解してよろしいでしょうか。(消費税相当額を記載する場合は、税率についてご指示願います。)	ご理解のとおりです。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
340	維持管理・運営に係る費用見積書2	様式	様式19-2							平成28年度に発生する費用・人件費単価・人数・委託料がある場合、列を追加して記入すればよろしいでしょうか。	様式19-2においては、平成28年度分は、平成29年度分と合わせた額を、平成29年度の欄に記載してください。
341	委託料について(維持管理・運営に係る費用見積書2)	様式	様式19-2	(4)						(4)委託料とは、(1)維持管理・運営に係る費用のうち事項「委託料」となるものを抜粋して記載すればよいということでしょうか。	指定管理者が外部に業務を委託する場合、その費用を記載してください。
342	長期修繕計画諸	様式	様式20							千円未満の費用は切り捨てて記入すればよろしいでしょうか。	千円未満を四捨五入をして記載してください。
343	長期修繕計画諸	様式	様式20							本様式は、落札者決定基準のどの評価項目に該当するのでしょうか。ご教示ください。	落札者決定基準4(2)ウNo.8のライフサイクルコストの縮減の評価項目において評価の対象とします。
344	従業員の車両について	該当なし								当該施設に従事する者のうち、やむを得ない理由により車両通勤となる者の駐車スペースは当該施設に設けてよろしいでしょうか。可能な場合、駐車料金の支払いは通常料金での支払いでよろしいでしょうか。	No.189の回答をご参照ください。
345	業務車両について	該当なし								業務車両が必要とされた場合(料金徴収の運搬等)、駐車料金は、免除となるのでしょうか。	業務車両については、駐車料金は免除する方向で検討します。